

## 第407回南国市議会定例会会議録

第2日 令和元年6月18日 火曜日

### 出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
6番 西川潔	7番 土居恒夫
8番 高木正平	9番 有沢芳郎
10番 中山研心	11番 前田学浩
12番 村田敦子	13番 岡崎純男
14番 小笠原治幸	15番 野村新作
16番 浜田和子	17番 浜田勉
18番 土居篤男	19番 福田佐和子
20番 西岡照夫	21番 今西忠良

＊

### 欠席議員

5番 岩松永治

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 溝渕浩芳
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 土橋愛
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
農地整備課長 田所卓也	商工観光課長 長野洋高
建設課長 西川博由	地籍調査課長 横山聖二
都市整備課長 若枝実	上下水道局長 橋詰徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田節夫	福祉事務所長 池本滋郎



私が市役所に入所したのは平成5年ですが、これまでの間、それぞれの部署で地域の方々にお世話になり、その中で地域づくりの大切さを教えていただきました。これから取りかかろうとするほ場整備事業ですが、単に農地を整備する基盤整備だけではなく、まさに地域づくりであり、大変重要な事業であると思っております。特に、農業分野では、後継者問題が他の分野に先行して進んでおり、同時に耕作放棄地の問題も待ったなしの状況に来ております。今後、事業を進めていくに当たり、さまざまな調整が必要で、難しい課題が出てくると思いますが、この本市のすばらしい農地を次の世代に引き継ぎ、本市の農業の振興を図るためにも、議員の皆様方の御指導、御支援をいただきながら、課員一同全力で取り組んでまいりたいと思っております。

簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（岡崎純男） 池本福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） どうも、おはようございます。

この4月に福祉事務所長を拝命いたしました池本滋郎でございます。

庁舎1階で仕事をいたしますのは、平成6年の新規採用で配属されました保健課国保係以来ですので、二十数年ぶりとなります。そのころの福祉行政につきましては、制度の対象者への経済的な給付がメインであるというイメージを持っておりました。しかしながら、昨年4月に施行されました改正社会福祉法では、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域福祉の推進に努めなければならないと規定され、単なる経済的な給付にとどまらず、福祉、介護、保健医療、住まいや就労、教育など、地域で日常生活を営む上での地域課題の解決に向けた取り組みが必要とされております。

このような多岐にわたる業務を浅学非才の身でどこまでできるか自信はございませんが、議員の皆様を初め、多くの方々の助けをいただきながら、今後の南国市の福祉行政の発展に精いっぱい努力をいたします。今後ともどうかよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（岡崎純男） 溝渕子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） おはようございます。

本年4月の人事異動により、子育て支援課長を拝命いたしました溝渕浩芳でございます。ど

うぞよろしくお願いいたします。

私は、平成8年度から3年間、保育行政にかかわらせていただきましたが、当時と比べると制度は大きく変わり、子育て支援に関する要望も多様化しております。大変微力な私ではありますが、課員一同力を合わせ、また関係機関と協力しながら子育て支援に取り組んでまいります。

どうかこれからも議員の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げまして、新任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（岡崎純男） 弘田農業委員会事務局長。

〔弘田明平農業委員会事務局長登壇〕

○農業委員会事務局長（弘田明平） おはようございます。

本年4月1日より、農業委員会事務局長を拝命いたしました弘田明平と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会につきましては、農業委員、そして農地利用最適化推進委員の方々が、それぞれの地域で農業の担い手の育成、確保、また農地利用の最適化などについて日々御尽力されております。委員の方々の活動をサポートし、農業委員会の円滑な運営を図るため、また本年は農業委員会の改選の年でもありますので、事務局一丸となり、その職責を果たせるよう、真摯に取り組んでまいります。

管理職としてまだまだひよっこではありますが、職員の健康、そして事務の進捗等に理解し、共有し、ともによりよい南国市政のため、日々研さんを重ねる所存でございます。

議員の皆様からの御指導、御支援をお願い申し上げ、至極簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（岡崎純男） 天羽監査委員事務局長。

〔天羽庸泰監査委員事務局長登壇〕

○監査委員事務局長（天羽庸泰） おはようございます。

平成31年4月1日付で監査委員事務局長の職を命じられました天羽庸泰でございます。

議員の皆様方の御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（岡崎純男） 公文議会事務局長。

〔公文知子事務局長登壇〕

○事務局長（公文知子） おはようございます。

本年4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました公文知子でございます。

近年、地方創生の時代にあつて、市議会の果たす役割はますます大きくなってきております。

議会活動を補助するため、微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力をいただきながら精いっぱい職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は発言の機会を設けていただきまして、まことにありがとうございました。（拍手）

＊

### 一般質問

○議長（岡崎純男） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員発言席〕

○18番（土居篤男） 1番くじを引いたわけではありませんが、残りのくじが1番であったために1番になりました。この際、宝くじを買うちょいたら当たったかもしれないと思っております。

ただいま新任の課長さんの御挨拶がありましたが、新任の課長さんが市役所に就職されたときが平成4年とか言われてましたので、私がこの議場に送ってもらったより後で職員になられた方ばかりでございまして、私の議員生活も長くなりましたが、年だけ食うた議員がざっとした質問するねや思うて思われたらいきませんので、しっかり頑張ってやりたいと思います。よろしく願いします。

何点かありますが、細かい項目では幾つもありますが、市長の政治姿勢ほか、6点にわたって質問をしたいと思います。

市長の政治姿勢というか、考え方、今の社会に対する感想を聞きたいというふうに思います。

最近起こる事件がどうも私には理解ができません。川崎市におきまして、カリタス小児童殺傷事件だとか、これは十数年前ですか、大阪池田小教育大附属小学校での殺傷事件以降、安全対策は進んだと言われておりますが、しかし進んだ安全対策をさておきまして、非常に無残な事件が発生をします。あるいはまた、練馬区では小学校の運動会の音がうるさいというふうに息子が言ったと、ぶっ殺してやると発言をした息子を、最高学歴を持った、最後には大使まで務めたエリート外交官が息子を殺害すると、最高学府の方がとった手段、道にしては、もうちょっとほかに何か考えつくことがなかったのかというふうに疑問に思いますが、まあ悲惨な事件が発生をしました。相模原事件でも、障害者の皆さんが19名もの方が殺害をされました。あるいはまた、自分の産んだ子を虐待をする、そして死亡に至らしめる。札幌虐待衰弱死事件など、自分の子供をなぜそんなに痛めつけないかんろうかと、どうも理解ができません。

行政側としては、いろいろ児童相談所等、学校現場等、対応策は検討していると思いますが、札幌児童相談所が厚生労働省の求めに応じないで、リスクアセスメントシートを作成をしてなかった。片仮名で言われるとわかりにくいわけなんです、リスクのある危険な兆候があれば、それを対応策をきちっと書いて、みんなの共有物にきなさいよと、そういう代物だと思いますが、それをつくってなかった。児童相談所は南国市の管轄ではありませんが、南国市、もしくは高知の児童相談所などで、このリスクアセスメントシート、あるいは警察から児童相談所に要望があったときに、時間外、夜間の対応をとっていなかったということで、警察と同行せずに事件に発展をしたということもありますので、児童相談所の対応が時間外でも対応できるようになっているか、抜かりがないか。南国市の管轄ではないにしろ、児童相談所がそういう対応策がとれます、準備してますかっていうことをお尋ねをしたいと思います。

このような、初めにも言いましたが、今まで七十数年生きてきて、何事もわかるつもりなんです、なかなかこういうこの事件が理解できないと。市長はどのように受けとめておられるでしょうか。

今のこの社会のいろんな事件を起こす犯人が生まれてくる背景には、この現代社会のひずみのようなものがあるのではないかと。子供たちが育つ家庭でのいじめがあったり、または自分の成長過程で、小学校、中学校、高校等に、大きくなっていくにつれて、人々との交友がうまくいかない、集団になじめないと、こういう違和感を克服できずに大人になったとかいう状況があるのではないかと思います。

そういう点で、現状の保育を考えてみますと、この保育に入所されて、保母さんがともに成長を手助けしていく、まあ家庭も大事なんです、こういう中で子供の心優しい、そういう心を育てるのではないかと、いうふうに思ひまして、保育というのは非常に重要だなというふうに思います。

または、家庭における児童虐待の事案では、児童相談所も覚悟が問われていると思います。どうも報道を見ておりますと、職務のその重大性の認識が甘い。先ほども言いましたように、夜間の体制が整備されていない。こういう受け入れる、受けとめる仕組みが、覚悟ができていない。ただ、その当事者であります児童相談所の警察から連絡を受けた方が責任者に連絡をして、当直体制がなくても、責任者が俺が行くというふうな行為がどうしてとれなかったのか不思議でなりません。自分の身内の家が火事だという連絡を受けて、今夜中で寝ゆうき、あしたの朝行かやと、そんな親がおるのでしょうか。やっぱり、警察から同行してほしいという要望があれば、そういう当直体制がないということではなくて、責任者に連絡をとり、責任者が腹くく

って行くと。これが火事になればすぐ消しに行く、これがその業務にある者の責任ではないかと。その責任をどうもよう果たさん人が多いと、どうもここら辺も理解ができません。高知県の児童相談所は大丈夫でしょうか。確認をとっているでしょうか。

それから、子供をなぜ、抵抗しない者をどうして殺すのか、どうも私には理解できません、こういう点でも。いよいよ世の中が、腹が立ったら、自分より偉いもんに向かっていったらええようなものを、どうして反撃をようしない乳幼児に向かうのか、どうもこの点でも私は今の世の中というものは理解できません。市長はどのように受けとめているかいうふうに思います。

それから、高齢者の交通事故、その他の交通事故も重大事故が大きいわけなんです、私はやっぱり今の免許証をやるときの技術基準に欠陥があるというふうに思います。自動車学校で、右折するときには右のウインカーランプをつける、左に曲がるときには左つけて、右、左確認しなさい。それだけ、そんな技術しか教えない。だから、言われたとおりウインカーつけて曲がって、停車するのは左側へとめて、隣の教官が、よしと、もう100点、合格とこうやるきね。どうもハンドル握ったときの実地でのその危険度、覚悟というか、そういうのを十分に、免許をやるときに心がけの問題として教えてないという、そこにこの免許をやる制度の過程で欠陥があるのではないかと。

例えば、制限速度は守りなさい、これは道交法です。だから、制限速度を守ってるから俺は正しいんだと。けど、路地から子供が飛び出てくれば、ひき殺したらこれは過失致死に問われますので、やっぱり制限速度守りゆうきええろうがじゃない。何かが起こるということを常に予測、想定をしながら走っていくというのが、そういう心構えが。

私も妻に運転してもらおうときもあります、飲みに行くときには積んでもらいますが、片山の道を北へ北上して浜すしまで来るときに、どうもいっぱい路地があこにあって、人が来るかもしれないとか、想定をしちゃあせんみたいな。私は、やっぱりもうちょっと読みながら運転をします。注意はするけど、それは直りません。自分は法定速度で行きゆうき、飛び出てきたってそれはしやないと、しやないじゃ済みませんきね。飛び出てきたら、死んだら過失致死罪になるし、やっぱり飛び出てきてもよける心構えをしておく、こういうことが常に緊張しちよったらそりゃ疲れもしますが、運転するときにはやっぱりそれだけの、自分がどんな状況で走りゆうか、路地がいっぱいあるところを走りゆうとか、バスの運転手さんなんかは、もうちょっと、大分違うと思います、そういう心構えは、運転中の。

そういう免許証をやるときに大事なところを教えていないというふうに思います。市長は交通事故の責任者じゃありませんが、社会現象としていろいろ起こっていることについてどのよ

うに感じるか、お聞きをしたいと思います。

次に、南国市の人口減少が非常に続いております。人口増がどうしてもこの日本にとっても南国市にとっても必要だと思います。何か特別政策を打ち出して人口増をやる気はないか、お尋ねをしておきたいと思います。

年齢別統計表もいただきましたが、これをずっと見よりましても、減少の傾向が見られる。例えば、30歳が440名、10歳が425名とか、40歳が665名、15歳が508名、20歳が435名で、この435名がずっと年をとっていても、今の40歳になった時点で、今は665名なんですが、435名が年をとっていったときに何人になるかと。そうやってこの表から見ていきますと非常に心配です。

こういう人口の政策は、国が本来やるべきものだと思いますが、御承知のとおり、国の各省庁のお役人は東大出の秀才なんですね、みんな。それがいっぱいそろっちゃって、なぜこんな人口、1億二千数百万が8,500万人ぐらいですか、何十年後には減ると。12名が8人になるがですよ。4名が3名になる、3名が2名になるか。30人おる国民が20名の国民になると。こうなったら、米もつくるによばん、ししとうつくっても売れもせん。カツオ、久礼へ何ぼ水揚げしても食う人おらん。こういう経済がもう破壊をされる、しぼんでいく、そういうことになると思いますので、国の政策待ちやなくて、南国市がどうやってふやしていくか、ぜひこれは。南国市の予算には余裕もないことはわかっておりますが、子育て支援や就学援助、大学進学無償化等、国待ちではなく、率先してもうやると。それで児童がふえていった自治体には交付金をよこせということは声を大きくして市長会などで主張したらいいと思います。南国市独自に子供をふやす、子育て支援、あるいは先ほど言いましたように大学進学無償化とか、そういう策を実施をする気持ちはないでしょうか、市長にお聞きをいたします。

市長の政治姿勢の4点目は、ほ場整備の進捗状況はどうかと。国営のほ場整備に県が手を挙げて南国市もやってくれということで始めたようですが、土地改良区が進んで手を挙げて要望したわけではありませんので、国がやっちゃうきやれやということで、ほんならやろかといって重い腰を上げたわけですので、どうもみずからの改良区が積極的に反対したというか、渋る人を説得して回る状況にはないと思います。稲生でも、最初だけちょっと仮同意しますかみたいにて仮同意を出しましたが、それ以降何も話が誰も改良区も言うてこないし、何も言うてきません。これ、本当に進むんでしょうか。どこら辺までは場整備が進んでいるか、お尋ねをしたいと思います。

それから、あわせて十市のほ場整備で、何といたしますか、土質といたしますか、要するに十市

の東沢には地下に土がありませんでした。ど忘れでした、何だねあの、要するに草、浮き草じゃない草、シダでもない、何でしたかね、あれの堆積物、海岸沿いで、数字は正確ではありませんが、六、七メートルぐらいの、よしの堆積物。山寄りへ寄るほど十数メートル、耕土を突き破って物干しざおを差し込むとすっと入るようなよしの堆積物です、真っ黒い。そういうものの上へ、昔のことならもっこで山から土を担いこんで、こればあの耕土を上へ敷いて田んぼにしてありました。牛でやるときにはよく踏み抜いて、牛が歩けんようになってました。下へ腹へ板を突っ込みまして、両方でこう上げて、それからまた歩いて耕作させると。

そういうよしの堆積物の上へトンネルの残土とか、公共事業の残土とか、土木工事の残土を山に積んでもらったわけです。そこは1メートル以上沈下してます。そういうところと一切沈下してないところとを同じようにならいて耕土を敷いていきましたから、その沈下しちよるところはそれ以上沈下せんと。沈下してないところは、道路なんかつくったら、それが連れて下がるわけですというそういう現象で不等沈下を1枚の田が起こして、もう耕作できないと、高度が低いほうへ低いほうへ引っ張って、引っ張られたほうは道路のようにもう基盤が出てます。トンネル工事でもらった土がそのまま出てます。ダンプが走れるぐらいかたくなってます。そういう状況ですので、当然もう田んぼと言えん状態です。

これはぜひ、私有物、私有財産には税金は投入しないというのは一つの理屈で、当然ではありませんが、しかし公共事業を導入して、公共事業をやった結果がそういうふうになったということです。ぜひこれは県にも支援をしていただく、そういう制度をどうしてもつくってもらいたいと思います。県にも要望していくという話ありましたので、その話が進んでいるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、T P Pは今発効はまだですか、ちょっと。アメリカが抜けると言うて抜けましたが、E P Aはもう発効が始まってヨーロッパの肉が安う入ってます。私は家ではシェフじゃと言って気張ってますが、スーパー行っても余り輸入肉とか豚肉は余り好みではありませんが、価格を見てます。カナダ産の豚カツ用のロース肉が1キロ当たり1,060円です。それから、今豚肉はデンマークあたりから入ってますね、安う入ってます。恐らくカナダ産と同じくらいじゃないでしょうか。一方、窪川産は1キロ当たり3,180円。それから、ブラジル産の鳥肉が1キロ470円。阿波尾鶏という、これは土曜市で買うんですが、1キロ当たり2,100円で、スーパーで国産の若鳥で1キロ580円、ブラジル産で1キロ470円、国産若鳥で580円です。もう若い人であれば、その国産の鳥肉によばん、阿波尾鶏によばん、豚肉もカナダ産やデンマーク産でえいということで、やっぱりスーパーにも出てますが、スーパーではない店にも若者がどっ

さり買い物客が入っております。

こういう状況では、もう豚も牛も競争できないではないかと。今、米作農家も米の輸入が押しつけられて、転作せよ、転作せよということで、転作が強化されておまして、牛、豚の飼料に振り向ける米と、米まで成長させずに稲で収穫をする飼料稲の転作が奨励をされております。北のほうのT農家も、積極的な農家が集まって飼料稲を束ねるラッピングマシンまで買うて取り組んでおりますが、肥育農家と契約してそれはやりますが、肥育農家が豚にしる牛にしる、肥育できなくなる、こういうことになりますと、米づくりの転作をしている農家までも経営に影響が大きく出てくるというふうに思います。牛飼い、豚飼いだけではないと、米作農家もつくる作物がなくなって、米ばかりつくれば暴落をすると、こういう現象が起こってくると思います。こういうTPPやEPAをどう考えるか。手短かに言うたら、腹が立たんかよということをお聞きをしたいと思います。

3月3日の高新でも、タイとのTPPが月内申請をされて日本車産業に恩恵、日本車産業が、車の産業が恩恵を受けるというふうに出ております。米が流入して、農業には影響が出るというふうにも出ておりました。これは赤旗ではありません、高知新聞です。もう東南アジアでも経済的にどんどん発展すれば、当然車に乗る国民がふえますので、トヨタや日産、その他の自動車がどんどん売れると、そのかわりタイであれば安い米が入ってくると、これがTPPだと思います。車がもうけるために日本の農業、米は潰れて構いませんか。どう対策をとりますかということをお聞きをしたいと思います。

次に、ちょっと農民連新聞の資料がなくなりましたので、ちょっと細かくは言えませんが、輸入小麦にグリホサートが残留をしていると。このグリホサートが発がん性があると。この輸入小麦でつくられたパンが、今学校給食では米飯給食ばかりになってますのでなりませんが、当然家庭で食べるパンはアメリカの輸入小麦でつくったパンだろうと。保育も若干のパン食はやってると思いますので、アメリカ産小麦でパン食をやっているのではないかと。私立の保育であるとはいえ、保育制度の中での私立の保育ですので、ぜひこれは関心を持って、調査してもらいたいと思います。

次に、高齢者の比率が、薬がええ薬がいっぱいできまして、私も大変薬のお世話になっておりますが、なかなか死なんようになりまして、高齢者の比率が高くなっております。要するに、高齢者がふえている介護施設は大丈夫ですかと。入所待ちの状況等、南国は必要であれば、介護施設、特養ホーム、老人保健施設、グループホーム等で対応できますと、そういう状況にあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

ただ、年がいったき、ちょっと不自由になったき、すぐ入れるというのも、早うに入れたら認知症が進むぐあいが早くなると思います。やっぱり家族との刺激があるほうが認知症の進行を妨げるのではないかということで、年寄りがもう何でもかんでも早うに施設へ入れる、その施設があるかよというふうには聞きません。必要になったら入所待ちでなく対応できますか、特養、老人保健施設等、お聞きをしておきたいと思います。

それから、4番目に市道、ちょっと路肩がつえたとかいう市道を修復するとき、もとの幅を維持するという方針を、災害への対応も見ながら、道路の基礎部分から立ち上げる幅をもとより拡張すること、車が走行できる幅を拡張すること。これは消防団にも入っちゃった人だと思いますが、消防自動車も救急自動車も大型化をしたということで、例えば、十市の山手の市道なんか、昔ながらの市道で狭いところが多いわけです。部分的ではあっても、その市道が崩れて修復するときには、もとの幅を確保したらええと、そういうことではなくて、可能な限り路肩の下から基礎を突き上げて走行できる幅を広げると、そういう考え方でやってもらいたい。お答えをいただきたいと思います。

それから、災害がいろいろ言われてます。前にも物部川の堤防の決壊も危険な状況になりましたが、あらゆるその災害を予測して、災害の対策を練るのは、実施するのは当然です。それに対するこの住民がどのような安全策を選んでいくか。住民に対する連絡や、あるいは消防団、警防団への連絡をマニュアル化しておく。物部川の堤防が決壊したときには、サイレン鳴らして、各地域の消防団に連絡をする、住民には避難を呼びかける、これは当然なんです。その細かい谷筋ごとに、例えば、白木谷のどの谷が危ないとかいうのは、そのポイントを押さえちよって、大雨警報が出たら白木谷の何とかな消防班には、ちょっとこの崖崩れの危険がここは想定されちゅうき、気をつけて見よってとか、そういうことを全部、南国市全域の谷筋ごとに、まあ大水の出ない谷もありますので、それは1谷ごとに見ながら、ここはちょっと危ないねと、その地元の消防団は誰それと、どこそこの誰それというふうに一覧表にしていく、それを全部。物部川の堤防決壊も含めて、津波も含めて。そしたら、誰が消防長になっても、誰が担当者でおっても対応できます。今まで消防の担当者がずっとおったけど、ちょっと交代して、初めてやきわからざったということがないように、もうマニュアル化をするということですね。何とかシートって言うて初めに片仮名で言いましたが、そういうものをつくったらどうかと。白木谷の方面、山の谷、一々知りませんが、どの谷が崖崩れの危険性があるとか押さえられていると思いますが、それを全部一覧表にする。稲生やったら中谷いうろうか。稲生橋から南へ入るあの谷川も、うんと氾濫するところです。それから、小久保の南の山も水が出る、小久

保が高度が低いということで、前からつかるといふことで、あそこは導水路を芦ヶ谷へ抜いて、芦ヶ谷へ捨てるようにしておりますが、これもあふれる可能性もあるし、そういう谷筋ごとに想定をして、連絡する消防団をきちっと表にまとめて連絡をしていくと、そういう準備をしておいたらどうかと。誰が当直におっても間違わないように、そういうことを要求、災害対策の対応できる、連絡先まで含めて一覧表にしておく、全市的に検討してということをお願いしたいと思います。

それから、6番目に、DHCとの協定を見直すということ、前議会か前々議会でも言いました。

これは、私はDHC株式会社の中のDHCテレビやったかね、DHCテレビが放送番組をつくる会社をDHCグループが持つてゐるわけです。それがニュースをつくっていると。この番組がめっそう質がよくないき、この番組と協定はしてありませんが、DHC食品と協定するのはやめたらどうかということをお聞きしました。

前の岩原所長の答弁では、DHCとの包括連携協定に至りました経緯は、南国市出身ということで、研究顧問で医学博士である蒲原先生よりお声がけしていただき、南国市における健康寿命の延伸、健康格差の縮小、健康長寿社会への実現に向けての御提案について何度か懇談を重ねる中で、県外ほか、市町村との包括連携協定を結んでいるので南国市ともどうでしょうかとの申し出があり、協定締結となりましたと答弁をされております。健康づくりのために役立つのではないかと。災害対策も4つの事項の連携のうちに入っております、南国市民の健康増進についてノウハウを提供していただいて、協力して取り組んでいきたいと答弁しております。

株式会社DHCシアターは、株式会社DHCの100%の出資の子会社であります、事業内容は番組の供給事業や興行事業であり、親会社の株式会社DHCとは業務内容が違い、経営者である代表取締役社長も違っております。また、今回の協定にかかわる分野である健康づくりや云々ありまして、まあ社長も違うし、健康づくりの面で協定をしているから、その会社との協定はいいんだという答弁だと思います。

ところが、その番組をつくる、その番組の内容そのものは会長である吉田嘉明氏が容認できる番組でなければ、当然認められないと思います。この番組は。

この吉田会長というのが普通の人かよと言うたら、私に言わしたら一切普通の人ではありません。これは会長メッセージということで、DHC公式サイト上で発言を公開しております。これは白洲次郎さんが日航の赤軍派にハイジャックされたときに白洲次郎がおったようですが、

その場で目撃した内容を書いて、つらつら書いておりますが、その中の一節ですが、時々とんでもない悪がいたりしますので、この点は注意が必要です。純粋な日本人じゃない人も結構います。本物、にせもの、えせものを語るとき在日の問題は避けて通れません。この場合の在日は広義の意味の在日です。いわゆる三、四代前までに先祖が日本にやってきた帰化人のことです。そういう意味では、今日本に驚くほどの在日が住んでいます。同じ在日でも、日本人に成り切って、日本のために頑張っている人は何の問題もありません。立派な人たちです。問題なのは、日本人として帰化しているのに日本の悪口ばかり言っていたり、徒党を組んで在日集団をつくろうとしているやから。政界（特に民主党）、マスコミ（特に朝日新聞、NHK、TBS）、法曹界（裁判官、弁護士、特に東大出身）、官僚（ほとんど東大出身）、芸能界、スポーツ界には特に多いようです。問題は、政界、官界、マスコミ、法曹界です。国民の生活に深刻な影響を与えます。私どもの会社も法廷闘争になるときが多々ありますが、裁判官が在日、被告側も在日のときは、提訴したこちら側が100%の敗訴になります。裁判を始める前から結果がわかっているのです。えせ日本人は要りません。母国に帰っていただきましょう。これが吉田嘉明さんのお考えです。これももう公表してますので。

これ以上私が言うことはありませんが、DHC健康食品との協定は検討したらどうですか、改めて言いたいと思います。

先ほどの文章はみんなコピーするほどもったいないと思ひまして、副市長と市長と企画課長やったかな、2人か3人に渡しましたが、ああ総務課長も渡してあった、読んじょったら御感想を。その協定はもう見直したらどうですか。もうこの文章だけでええです。もう私とやかく言いません。

以上で1問目を終わります。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員さんの御質問にお答えいたします。

まず1点目、現在の子供への虐待とか児童相談所の対応、その社会現象が理解できないということで、市長はどう思うかということでございます。

市長としましても、私としましても、そういう事件を起こす当事者の気持ちはもちろん理解ができないところでございます。ただ、そういうことが起こっているという事実は認識しなければならない状況にあると、それは思います。ですので、それへの対応ということはもちろん行っていかねばならないところでございまして、今南国市の状況につきましては、後ほど福祉

事務所長のほうから、またその内容は御報告申し上げたいと思うところでございますが、こういうふうになってきたということはやはり社会状況、環境っていったものが変わってきたのかなってということが間接的に影響してきているところはあるとは思いますが。家庭の状況、また地域の状況、そういったところの環境が前とは違ってきたということが背景にはあるのかなと思うところであります。

やはり、親子のつながりとか愛情というものが感じられる社会であってほしいと思うところでございます。地域が見守る、家庭の中では祖父、祖母、そういった家庭内の愛情へ触れ合う機会が多かったということが以前はあったと思います。そういった状況が、核家族化等によりまして、なかなか仕事も忙しいということもあろうかと思いますが、そういった環境が少なくなってきたということは、やはり社会的な環境の変化によりまして、そういった状況が発生してきているのかなと感じるところであります。やはり、これから地域の見守り、また隣近所、近助とか共助とかと申しているところでございますが、そういった見守り体制の構築というものが必要ではないかと思うところであります。

続きまして、高齢者の事故について御意見はということでございまして、心構えができていないのではないかというような御意見もありました。

そういった心構えにつきましては、自動車学校や免許センターでの免許取得時、また免許の更新のときの講習というものが中心になっているところだと思います。あとは、その個人個人で心構えはきちっとふだんから持っておくべき、交通安全についての予測っていう、先ほど土居議員さんもおっしゃいましたが、こういったことが起こるのではないかという予測を持って事故を回避するということは必要であろうと思います。そういう心構えは持っていても、やはり高齢になってきますと注意力というものは鈍ってくるというように思うところございまして、それはやむを得ないところがあると思います。

それにつきましては、国におきましても、高齢者ドライバー向けの免許制度改定を検討しているという動きもあります。75歳以上の高齢者ドライバーを想定して、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車のみを運転できるようにするべきではないかという議論があるというところございまして、今後につきましてはこういった国の動向、その安全技術を搭載した車ということに対する、そういう助成という動きもあるということでもございますし、そういった状況というものを見ながら、また国の動向を注視しつつ、今後の高齢者を初めとした交通事故防止の取り組みっていうものも考えていきたいと思っております。

続きまして、人口増対策ということでございますが、人口減少対策につきましては、昨年4

月からは県からの権限移譲を受けてですね、市街化調整区域の既存集落内では、従前から許可要件が一部緩和されているところでもございまして、戸建て住宅が建てやすい環境は少し進んだのかなと思うところであります。この規制を緩めていくということは、本市独自のまちづくりに向けて一つずつ障壁を取り除いていかねばならないと考えているところでもございます。

また、進学や就職に伴う若年層の市外への流出、そういったことが人口減の大きな原因となっているところでもございますので、農業など、ほ場整備も含めまして、そういったこれからの産業の育成ってということも行っていかなければならないと。新工業団地の整備も進めているところでもございますし、企業誘致などによります雇用の創出に努めまして、住宅対策と雇用対策をしっかり結びつけていかねばならないと思うところであります。

また、独自の政策ということでもございますが、子育てにつきましては、昨年度から第2子の保育施設の利用料の負担額の全額助成ということを行っているところでもございます。また、これからも0歳児保育の充実など、より子育て世代への負担の軽減というものも努めてまいりたいと思うところでもございます。

特別な策はないかというようなどころでおっしゃっていたところでもございますが、そういった先進市町村とか、実施している策、それは実施できたらそれはすばらしいといえますか、実施できたらいいことだとは思いますが、何分それは財源ということが、財源の必要なことでもございまして、そういったことも見ながら検討していくべきことであると思うところでもございます。

続きまして、ほ場整備の進捗状況でもございますが、国営ほ場整備の進捗状況は、市内15地区、受益面積526ヘクタールの新規地区として、現在国で審査が行われているところでもあります。

基盤整備と同時に、ほ場整備後の営農計画も重要なことではありますが、営農計画案につきましては高い評価をいただいているところでもあります。令和2年度の着工を目指しまして、来年4月からの本同意徴集に向けた準備を進めるとともに、農協や県との連携を強化して取り組んでいきたいと思っております。十市東沢でのほ場整備後の農地の補修工事につきましては、この秋に開催されます高知県の市長会議を通じまして、県の支援策の検討ということを要望してまいりたいと思っております。

最後に、株式会社DHCとの協定ということでもございます。

先ほどの会長の文章の紹介をさせていただいたところでもございますが、それにつきましては、はっきりものを申されてるなということは感じるところでございます。このDHCと本市との協定につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、蒲原聖可先生から御提案いただいて、

本市の介護予防、また健康増進に寄与するという事で協定を結んだところでございまして、蒲原先生には健康づくりの後援会もしていただいているところでございます。サプリメントを活用した健康づくりということで、その健康づくりにつきましての御示唆いただいているところでございまして、本市にとりまして有効な協定になっていると思うところでございます。ですので、現在のままの協定を続けていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） 昨年度、こども相談係に寄せられました相談件数の総数は154件、そのうち虐待相談は48件でした。平成29年度の相談件数は251件、そのうち虐待件数は43件でした。28年度につきましては、相談件数211件、そのうち虐待件数は21件でした。子供を取り巻く悲惨な事件がマスメディアをにぎわす中、以前と比べまして地域が児童虐待に対して敏感となっており、相談件数、虐待件数とも高どまりとなっております。

平成31年3月時点で、南国市要保護児童対策地域協議会として対応を行っております虐待ケースのうち、県の中央児童相談所の進行管理は22件、市の進行管理が40件で、合わせて62件となっております。なお、本市では、こども相談係で管理している虐待ケースについては、全てリスクアセスメントシートを作成しており、毎月支援方針会議を開催し、個々のケースに対し、どのような支援が必要かを係全体で情報共有しております。

また、御指摘のありました時間外の対応につきましても、全国的には平成27年7月1日、これは110番ならぬ189番、いち早くという意味があるようでございますけれども、中央地域で189番をかければ24時間、高知中央児童相談所につながります。また、この189番の紹介の際には24時間対応しておりますのでというお話が児童相談所よりありましたので、児童相談所の対応については24時間間違いないと確信をしております。また、本市につきましても、休日、夜間等の閉庁時には、宿直から緊急連絡網を通じて担当者に連絡が行き、対応するような体制をとっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員の御質問にお答えいたします。

昨年末に発効したTPPに続きまして、日本とEUとの経済連携協定EPAが2月1日に発効し、日本は農林水産分野で82%の関税を撤廃していくこととなりますが、ワインにつきまし

ては即時撤廃となり、乳加工品であるチーズでは段階的に関税を削減し、最終的には撤廃していくということになります。既に欧州産のワインやチーズの値下げ販売も始まっておりますが、これは各地で進んでいるワインやチーズなどの産地化に向けた動きに水を差すことにもなりかねないと考えております。また、牛肉につきましても38.5%の関税を16年目に9%まで下げるなど、既に発効しているTPPも相まって、日本農業は過去最大級の自由化にさらされております。そして農林水産省は、このEPAで日本の農業生産額が600億から1,100億円減ると試算をしておりますが、実際の影響は試算以上になる可能性が高いのではという懸念もされております。特に、先ほど申し上げた国産チーズ、牛肉、豚肉など、畜産への影響は大きいものと予測をされております。

一方で、米国につきましても、TPPからは離脱をしておりますが、日米貿易協定交渉では農産物にTPP以上の成果を求めるなど、日本の市場開放に強い意欲を示しており、日本政府としても日本産牛肉の輸出拡大に向けて市場開放を求める方針で対抗しておりますが、先行きとしてはまだ不透明な状況でございます。

また、土居議員さん言われますように、このような貿易協定によって入ってくる農産物について、これまで日本で守られてきた食の安全をどう維持していくかということも重要な課題でございますし、今後は品目別輸入数量の動向などにも注意を払いつつ、国内生産への影響を見きわめていかなければならないと思われまます。その上で、国におきましても、規模の大小を問わず、幅広い生産者が将来に希望を持って、持続的に農業に取り組んでいけるような対策をとることが重要になってくると考えておりますので、市といたしましても、経営の安定供給、また体質の強化、また担い手の育成などの措置の充実を図っていく必要がございます。今後も補助事業等の活用などによる対策がしっかりできるよう、国の動向にも注視をしながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 土居篤男議員さんの保育所のパン食についての御質問にお答えしたいと思います。

保育所の献立は、市のほうで作成しておりますので、公立保育所、民営保育所統一の献立を使用しております。保育所の昼食の主食は御飯とパンとなっております、パン食の日は月に1日となっております。また、給食などに使用いたします小麦粉、パンは一般の量販店より購入しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 土居篤男議員さんの介護施設の御質問にお答えいたします。

南国市内の特別養護老人ホームは4施設、定員合計は260床となっています。特別養護老人ホームの待機者数は、平成31年3月に取りまとめられた入所申し込み状況の結果では、入所要件である要介護3以上の方は94人であり、そのうち医療入院やその他の施設に入所されている方を除いた在宅での待機者数は10人となっております。

本市の介護施設等の整備につきましては、南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において計画的に実施しており、現在の第7期では施設整備の計画はありませんが、第6期計画期間中に南国市に特別養護老人ホームが整備されたほか、通所、訪問、泊まりなど、在宅での多様なサービスが提供できる小規模多機能型居宅介護事業所と、介護職員と看護師の定期的な訪問、また随時の訪問を受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が整備をされております。

できる限り住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、健康寿命の延伸を目指し、介護予防の事業等に取り組んでいるところでありますが、今後の介護施設の整備につきましては、高齢者数や要介護認定者数の推計、また通所介護や短期入所などの在宅サービスの充実を含めて、必要なサービスを検討して計画してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） 土居議員の市道の修復についての質問についてお答えいたします。

緊急を要する修繕の場合には通行を確保することが第一となります。また、国の補助による災害復旧工事の場合も現況復旧となるため、拡幅工事は認められてはおりません。しかしながら、地元からの要望書による補修工事につきましては、法面等で余裕がある場合や、工法的に可能であれば通行幅を広く確保するように施工しております。また、地権者様等から土地の協力が得られる場合は改良工事として拡幅工事をするようにしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 土居議員さんの災害予測と対応についての御質問にお答えいたします。

現在、台風の接近などにより、災害対策本部の設置が見込まれる気象状況におきましては、

災害対策本部委員となる各課の所属長を招集し、事前の調整会議を開催しております。この調整会議において、注意喚起や警戒しなければならない事項の確認を行い、各地域の消防団や自主防災会等に依頼をしているところがございます。しかしながら、昨年の物部川の氾濫危険水位に迫った際には、情報共有が万全でなかったとの御指摘もいただいておりますので、市防災連合会の臨時会議を開催して、再度情報伝達手段の確認を行い、地区内における情報共有を図っていただけるようお願いする予定でございます。

また、各自主防災会に出向き、避難情報が発令された場合における気象状況や危険度などを説明する学習会を順次進めており、甚大な被害になることを事前に防ぐことができるように、さらなる連絡網の樹立に努めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 土居篤男議員のDHC株式会社との協定中止をの御質問にお答えいたします。

御質問の株式会社DHCテレビジョンは、岩原前保健福祉センター長も答弁しましたように、株式会社DHCの100%出資の子会社ではありますが、代表取締役は違っており、事業内容も番組の供給事業や興行事業であり、この協定の目的である健康づくりと地域経済の活性化と関係するところはないと考えております。

また、株式会社DHCは、全国で約20の地方自治体と包括連携協定を結んでおり、その取り組みはメタボ解消から介護予防対策と多岐にわたっております。民間の力をおかりすることで、行政だけではできないことを実施できると期待をしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

〔西山明彦参事兼総務課長登壇〕

○参事兼総務課長（西山明彦） 土居篤男議員から、DHCの会長のメッセージについての感想をということでございますけれども、いただきましたメッセージは5ページにわたるもので、議員さんのほうから一部の文章を紹介されましたけれども、全体的にDHCのサプリメントは素晴らしいものであるというようなメッセージであると読みました。

あと、どういった形でそういうメッセージを送るのかっていうのは、それぞれの、この場合ですと吉田会長さんの御意見ということで、特に感想ということは、私としては控えさせていただきますというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 土居篤男議員。

○18番(土居篤男) 余り項目が多過ぎて2問目の時間がなくなりましたが、今紹介して、ピックアップして紹介して、2ページ目は抜かれておりました。

2018年に産経新聞のオピニオンサイトに寄稿した内容の抜粋で、20行足らずですので紹介しておきたいと思います。BPO委員のほとんどは反日、左翼である。どの放送局も左傾化、朝鮮化している。多くの番組で東大や早稲田大出身の教授、在日帰化人のジャーナリストや文化人、一見性別不明の左翼芸能人らが特に珍重されている。実業界で大企業の創業者の大半は在日帰化人である。政界、法曹界は特に在日帰化人が多い。東大出には在日コリアンが多い。日本人は中国人や韓国人に似ているので、日本人の起源は朝鮮半島を渡ってきた渡来人だと思われるが、最近の研究で日本人は彼らとは全く関係のないことがわかってきた。神様の考えていることはただ一つ、種族維持本能を生きとし生けるものに与えるということだ。これは犬に例えるなら、コリー犬はコリー犬だし、ブルドッグはずっとブルドッグだ。何百年たっても見分けがつかないような犬にはならない。こういうことを産経新聞のオピニオンサイト、それとどういふ有名な人が寄せる文章でしょうか。これに寄稿しておりますが、さっきも紹介したように、こういう文章を、定論は品がないとかあるとかは、それは感じるのはあれなんです、やっぱり私はDHC食品の我が社のことを自慢しております。この別の、この含まれる、初めに紹介した文章が含まれるこのメッセージには。他社の健康食品は下請に任して、似たような品物を任してやっているが、我が社はちゃんと製造工場も置いて、我が社やってるんだよ。7,000社あるけれども、我が社が一番優秀だと書いておりました。また、後でこれコピーとって課長に全員回しますので、ぜひこれはまた読んで、また次の機会にお聞きをしたいと思っております。

ところが、やっぱり健康食品、健康づくりについてのノウハウがある企業だから契約を継続するというお答えでしたけれども、やっぱり今も最初のその課長の答弁では、別会社で社長も違うからと言ってましたが、会長さんがこういう考え方ですので、やっぱりそれはそれなりに判断すべきではありませんかと私は思います。私も生きてる限り、これずっと議会でやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、人口の減少問題は、やっぱり国の制度がなくても地方でやれることはこうすべきだっていうこと、自分から金がないというのもわかりますが、財政審の資料見ておったら、もう10年ばあ、めっそう無駄遣いしたらいかんぜよと書いてありました。やっぱり無理も言えませんが、人口減少、子供をふやしていくということが一番日本の国にとっても大事なことで、地方自治体が取り組んで効果があつた、国にも金をよこせということは市長会などでも

強調して言ったらええと思いますので。やっぱり、ぜひこれは金もつぎ込んでいただきたいと思います。

それから、高齢者の交通事故の問題では、思いつきで言うわけなんです、今車も自動運転技術が進んでおりまして、いろんな警告を発することができると思います。例えば、居眠り運転は、目の動きがとまったら居眠りしゅう、こうきょろきょろしゅうのを感知して、あっとまったというたらピッピピと鳴らすとかね、そういうA I化はできてると思います。それから、この間の衝突した車が児童に突っ込んで、衝突した車の事故を誘発したのは右折車だと、右折車には直進車がきてますということを警告も出すことができると思います。前方、対向車線、直進車ありとピッピピというたら、前の車について漫然と曲がった、ハンドル切ったいったね、それへ漫然と切ったところへ直進車が来て突っ込んで、それが人身事故、死亡事故になったということですが、そういうのは自動運転、自動化できます、警告は。そういう点では、高齢者に限らず、このA I化というのはもっとどんどん進めたら交通事故が減るのではないかと。一連の交通事故なんかを見まして、そんなに思ったところです。

それから、危機管理課長も優秀な答弁であったと思いますが、私はそれをこう定式化して、一覧表にして表にすると、国分川の氾濫、岡豊の地域、園芸団地のある地域とか、ここへはこの消防団に連絡をすると。大雨注意報が出たら、ここの川があふれる可能性がある、西島の消防団には連絡をすると、警戒しちよってと、雨の。そういう一覧表をつくっておくわけです。ほんで、ここは連絡した、ここは連絡した、白木谷の谷筋とか、崖崩れとかが予想される、鉄砲水が出る場所とか、予想される場所は全部網羅をしておいて、連絡網までかっちりつくっておいて、連絡したかよ、せぎったかよということをしちよと誰が見てもわかるように、抜かりがないようにという提案をしたわけなんです。

答弁はある程度の緻密さで答弁されましたが、そこら辺が抜かりがないように、ちゃんとできるかよと、十市の土居ノ谷の谷が再々あふれよったら、十市の消防団、土居ノ谷気をつけちよってやと。土居ノ谷あふれたと聞きませんので、それはありませんが。稲生川であれば小久保の南の谷筋とか、結構水の出るところありますわね。そういうところをピックアップして、一覧表にしちよいて、大雨警報が出たら稲生の誰その消防団に連絡をしたと、警戒するようにしてと。そういうかっちり文書化して表にすれば抜かりがないですわね。ぜひ、そういうことを詰めて、そういう一覧して、対策まで一覧できるというものをつくっておいてもらいたいと思います。

DHCとの協定はさっきにも言いましたが、やっぱり朝鮮ヘイトがこの極端なのはやっぱり

いただけんと思いますわね。そら、私らは朝鮮ヘイトなんて全然持ってませんよ。移民、労働力が足らんようになったら移民を入れたらええじゃないかという言ったら、同僚議員から、そりゃ移民はちょっととかありましたが、いろんな問題があると思いますので。そういうもつとましな人間かと思うたら、そうでもない人やき、やっぱり今議会では協定は解約しませんで、その答弁は変わらんとと思いますが、これから先も取り上げていきたいと思います。余り項目が多うて、どれがどの答弁をもらうたかちょっとわかりにくいわけですが。

議長、時間ありますか。

○議長（岡崎純男） あと10分です。

○18番（土居篤男） ああ、10分ある。答弁をよう整理せんわ、こればあ項目が多かったら。

私が強く印象に残るのは、やっぱりDHCの問題と人口減少が気になると。これは思い切った策を講じて、人口増勢に転ずることができないかと。まあ金の問題もあるけど、確かに企業誘致とか大事な問題だと思います。例えば、子供は成長して大学行く、帰ろうにも働く場所がない、やっぱり都会へ集中、企業があるところへ集中します。ないところへ帰ってきて働いていうの、それ無理ですから。

それはそうですが、日本全体の人口をふやすには、やっぱり結婚する人をふやす。貧乏な若い衆をつくらない。金ができたきいうて結婚するわけではありませんが、一概に金がないき結婚しないと言うとは私も思ってませんが、若い衆が裕福になれば、結婚もしてこやらいもしょうかという気にもなるわけですので。そういう点でも、若い衆の契約労働形態というのはいただけんと、ふだんから思ってますけれども。

それはそれとしても、南国市独自に子育て支援をよそよりよけするぜと、大学奨学金も償還不要の奨学金をどんどんつけますと、なら2人でも3人でも4人でもどうぞこやらいしてくださいと。まあ3人目つくらん人は、大学やったら大変じゃきねということで3人目をつくらんわけですから。そういう障害をとりのぞいていく、人口がふえる、子供を産む、そういう点で金がないのはわかりますが、地方自治体の仕事としてこれは位置づけて取り組んだらどうかと、この点もう一回御答弁お願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） もちろん、子育て支援、人口をふやすという政策は地方自治体の今持っている課題でございますので、それに対する策というのはとっていく必要があると思います。ただ、どの策をとるかというのは、やはりまずは財源がないと進めることができないところでございまして、その見通しをつけないことには踏み込めないわけでございます。やはりそこに

はやっぱり財源をふやす、税収をふやす、そういった策も同時に必要になってくるところでございまして、今はまだ財政の状況を見ながらとしか申し上げられないところでございますので、どうぞ御理解をよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 災害時のときの危険箇所の一覧表の作成につきましては、これまでの災害履歴や各消防団や各自主防など、地域の危険箇所などの情報をいただきながら、今後一覧表の作成に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 8番高木正平議員。

〔8番 高木正平議員発言席〕

○8番（高木正平） 津波対策につきましての質問を今回もさせていただきます。

さきの3月定例会で臨時情報につきまして質問をいたしました。この防災情報の重大性から、混乱を招くことのないよう、引き続きお伺いいたします。

先月、大湊小学校で地域ぐるみの避難訓練や防災学習が行われましたが、その折、危機管理課長から、臨時情報が発表されたときの避難についての説明がございました。臨時情報が発表されると、大湊小学校の児童は、日章福祉交流センターに避難をしますと説明をされましたが、選定の理由と伺いますか、そのわけをまずお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 南海トラフ地震に関する臨時情報は、南海トラフ地震の発生が相対的に高まったと判断された場合に発表されます。したがって、臨時情報が発表された場合には、避難に関し十分に時間のある、まだ津波の発生していない段階で、まず津波に対し、より安全な浸水区域外への避難をしていただくものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 半割れの発生は、危機管理課長がおっしゃりますように、まさに次の大きな揺れが起きる可能性が相対的に高まったとして、とりわけまた私どもの沿岸部では津波への警戒が極めて必要でございますので、あらかじめ避難をする、これは重要なことでございます。

日章福祉交流センターというのは、大湊小学校の児童にはなじみがなく、周囲の見なれぬ環境の中で、その中に閉じ込められるような、家族からは離れ、しかも知らない人が大勢行き交う、出入りする様子は、児童にとっては大変不安、安心していられるような状態ではないと思っておりますが、そのあたりをどうごらんになっておりますか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難される子供たちにとって、ふだん余り行くことのない場所での避難は非常に不安なものであることは想像にかたくありません。特に、保護者の方が来られるまでは、心理的にもストレスの大きくなる状態が続くと思われまます。保護者の方も、安全を最優先していただきながら、いかに早く迎えに来ていただくことも重要なことであると考えております。保護者による聞き取りの後、少しでも不安やストレスが少なく過ごせるよう、臨時情報が発表された場合にどこに避難するのかを、例えば、津波の心配のない親類や知人の家に避難させてもらうなど、各家庭で十分な話し合いをしていただけるよう啓発をまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） どこに避難をするというふうなことで、今答弁の中にその言葉がありましたけれども、大湊小学校の児童は日章福祉交流センターに避難をするということを、地域の皆様にも学校の先生方にも、これは十分に周知された中での私の今の質問でございますが、相当心理状態も不安になるということは、その危惧が高いということは十分に御承知されているように答弁の中で伺えました。

児童の心理状態というもの、まさに動揺し、ストレスがあつて不安があつて、精神状態は極めて不安定になると思ひますが、このような状態、どのような思慮のもとに、どのように配慮されるおつもりなのか、危機管理課長、あわせて学校教育課長にもお尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほども御答弁いたしましたけれども、やはりふだん行くことのない場所への避難といったものは大変不安があると思ひますので、避難された後、子供たちの心のストレスのケアをしていくということが大事な重要なことだというふうと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まさに高木議員様の御質問のとおり、私も同感でございます。家族と離れ、不安の中、しかもなれない環境下での避難生活は、本当にもう不安、心配、そしてストレスの連続ではないかと考えております。そうした不安や心配を少しでも和らげることができるような教職員の対応はもちろんのことですが、しんどいときこそ支え合い、助け合う、そうした仲間づくりを通して、子供たちの心の安定を図るような取り組みも必要で

はないかと考えております。また、避難生活が長期化するような事態となれば、スクールカウンセラー等、専門機関から協力をいただいてという対応も想定しているところでございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 和らげることが可能になるということ、実際どういうことでそれが確保できるかなということをおもいますと、児童のみならず、障害のある方、あるいは高齢者の方など、要配慮者の方たちが避難をして、幾らかでも癒やされながら過ごすことができる環境というのは、お互い見知った、顔なじみの方々が周囲にいて、気兼ねなく過ごすことができる環境だと思えますし、これは極めて重要なことだと思いますけれども、このことへの見解と大湊小学校校区での警戒避難の場所の設置の可能性について、その御意向をお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、大湊小学校区に限らず、津波想定区域内に、地震、津波に対する避難所の指定はしてございません。この津波浸水区域内には、現在緊急的に避難する緊急避難場所は、津波避難タワーや前浜防災コミュニティーセンターなどの緊急避難場所は整備しておりますが、地震、津波に対する避難所の整備、指定は考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 市長にお伺いいたします。

たしか、浜田市長のときだったと思いますけれども、小中学校の耐震化が完了したこと、そして校舎も体育館も学校の施設は全て耐震化が完了されたと承知をしておりますが、そのようなことでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 学校施設は耐震化が終了したと思っております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 学校施設の非構造部材等の耐震化、また備品などの安全装備などに関しても、もう完了しておりますか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 全て完了しております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 保育所も庁舎も耐震化は完了しておりますか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育所、民営保育所、公立保育所ともに耐震性は確保されております。以上です。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 庁舎についても、耐震化は御承知のとおり済んでおります。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） いわゆる公共施設という施設は全て耐震化も完了されて、南海トラフ大地震が発生した場合でも、随分と安心という施設が市内あちこちに完備されていることで、大変心強い限りです。

市政報告にございましたが、臨時情報が発表された場合には、小中学校を臨時休校することを既に決定しておりとありましたが、この決定の経緯につきまして、危機管理課長、学校教育課長にそれぞれお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 臨時休校の決定につきましての経緯について御説明をさせていただきます。

まず、昨年11月に臨時情報における県の統一方式が決定をされました。それに基づきまして、本市におきまして、11月に市内小中学校長と市教委に対しましてアンケート調査を実施いたしております。このアンケート調査をもちましての集積、分析からです。学校の対応、休校とする対応方針を決定をしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほどの危機管理課長の答弁を補足する形になりますが、先ほど申しあげましたように、意向調査、これが校長全てに実施を危機管理のほうがいたしまして、それを踏まえまして、教育委員会でも協議をいたしました。児童生徒の安全確保を第一優先に、市内小中学校を臨時休校とするという南国市の対応方針を決定し、それぞれ副市長、市長の合議もいただきまして、その方針決定後、校長会に周知をいたしました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） それぞれから学校休校ということでの決定に至る経過をお伺いいたしましたけれども、まさに学校が休校されたことで、家族の方々とその期間、臨時情報が発表されますと1週間、あるいはさらに1週間ということもあり得るということは、前の議会でも申し

上げたことでございますけれども、家族の方々と御一緒にいるという、このことの安心感は何よりももっともなことだと思います。ただ、臨時休校と決めておりますけれども、警戒避難をされる先は、むしろ学校が最も安全じゃないかなと思いますけれども、このあたりの見解、危機管理課長いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、臨時情報は事前に出される情報、避難の情報でございますので、浸水区域外へ避難するということがより安全ということ考えたことでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 大湊小学校に限ってということじゃなくて、小中学校全校を臨時休校するというふうに私はこの市政報告で受けとめておりますけれども、学校はまさに子供たちの姿は見えなくて、でも学校施設はどこよりもとっていいぐらい市内の施設の中では最も揺れには強い場所であるというふうに思うわけですが、それでいて臨時休校して、家庭でその間過ごすことが最も安全だという市の対策でございましょうか、いかがでしょう。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 臨時情報が発表されますと、本市のほうで浸水区域内におきましては、避難指示の発令をするような計画でございます。その臨時情報が発表され、避難指示が出ている間は、御家庭にいていただくことはなく、浸水区域外の避難所へ避難をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 先ほど市長がお答えくださいましたように、小中学校を初め、公共施設として設置された建物は全て耐震化は完了しているということですので、学校に限っていいますと、そこで避難することがむしろ最も児童の安全を守ることができるスペースでないかと思えます。そんなことから、臨時休校が果たして最も適切な対応策なのかということに疑問を抱きます。

よもやですけれども、施設の設置者、あるいは施設の管理者などへの責任が後々生じないよというということでは、これはないとは思いますが、学校を空にする意図というのが何かよく理解できません。

1週間程度の避難、さらに1週間程度の避難を必要とする場合もある。なぜ避難をするのか、その間にあと半分のマグニチュード8以上のクラスの地震が発生する可能性があるゆえに警戒

避難ではございませんか。そのときに、それぞれの家庭で待機するよりも、学校の施設の中で、保育所の施設の中で解除されるまで待機することがむしろ重要だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 議員さんのおっしゃられるとおり、臨時情報が出た場合は、揺れの大きな地震が起こる可能性がございます。先ほど市長が答弁をしてましたとおり、市内の避難所としております小中学校などの避難所は耐震の、もう終わっておりますので、安全性が確保されておりますので、それプラス、津波浸水のない浸水区域外へ避難をしていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 本議会の市政報告の中にあります小中学校を臨時休校にして警戒に当たるということについては、私はこれは絵そらごとだと思えません。行政の責任で整備されました公共施設でございますので、ここでその期間、児童たちの安全を確保するというふうな対応策がむしろ重要ではないかと思いますが、ぜひ検討していただきたい、あるいは検討を見直していただきたいという思いがいたします。

ところで、臨時情報というのが発令されまして、警戒避難すべき人というのは、どの程度と見込んでおいでになります。もちろん児童生徒含めてですけれども。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 津波想定浸水区域の全世帯に避難指示を発令いたしますので、対象者は想定区域全体で1万5,300人余りとなっております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 危機管理課長は常に津波浸水区域というか、私どもの地域について大きな配慮というか、心遣いをしていただいていることにつきましては感謝をいたしておりますけれども、ただ警戒警報というのは津波への警戒避難ではございません、ですよね。大きな揺れに備えて全市的に必要とする地域の方々への避難でございますので、今言われた1万何千人以上の人たちがどこかに一斉避難をいつときしないといけないということはもう明らかでございます。この方々が、とりわけ今回また私はこの大湊小学校区域ということで捉えてみますと、小学校区域には1,680人余りの人たちが、もちろん児童を含めてですけれどもお住まいでございます。この方々が、さあどこへ避難するのか。児童は日章福祉交流センターに避難をします。じゃあ、残りの1,000人以上の1,700人以上の人たちは、警戒避難の間、どこに避難をすること

で計画をされておりますでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、臨時情報におけるマニュアルが3月に国から示されたので、本年度その計画の作成を現在しているところでございますけれども、児童とともに保護者の方、地域の方も日章福祉交流センター、もしくは香南中学校のような浸水区域外への避難所への避難ということを考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 今の御答弁で、それは公共施設は耐震化が完備しておりますので安全という前提に立っての御説明をいただいたと承知をいたしますが、香南中学校の生徒は休校ゆえに学校にはおりません。その安全である学校に子供たちがいない、その間に地域の人たちが警戒避難するというところに、こういうことの計画というのは、いささか大きな矛盾ではないかと、むしろ小中学校の施設には子供たちにいていただくことでの安全を優先すべきであるし、あるいは地域の方々もその場所に一緒に避難をするという捉え方でないといけないと思いますが。市長、これまでの問答をお聞きになって、現計画よしとお思いでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 学校の休校っていうことは、この今までの方針で決めているところでございますが、今危機管理課長が申したとおり、学校が安全ということがあって、そちらへ御家族もともに避難ということも考え得るところでございますので、学校の活用ということをやったり考えていくべきことかなと思います。ただ、休校ということで授業をするかどうかということをやったり教育委員会の中でも検討したことであろうかと思いますが、それは尊重したいと思います。ただ、学校を避難施設に使うということはあるのではないかと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 私が今、自分の意識の中で少し矛盾かなということで御質問をさせていただいておりますことは、休校ということは学校は子供たちの姿はおりません。でも、安全であることは立証されております。もちろん、自主学习ということが、御自宅での学習をされておりますし、臨時休校がいつ解かれて再開されるということも、その実情の中ではないと、なかなか計画としても立てれないと思いますけど、これは気象庁の情報によって再開ということにもなると思います。その安全な施設に子供たちがいないので、地域の方々が避難するというのも、これも安全の保証のためにはあり得ることだと思いますけども、どうもそのあたりが、

申し上げますように、絵そらごとの矛盾が大きいことかなってということがあります。

また、いずれお伺いしたいと思いますが、ちょっと視点を変えます。

東日本大震災の後、前浜の南部市民館の南側に避難タワーができました。この完成後に行われました避難体験には私も参加をいたしました。大湊小学校の校舎には、高台への避難ができるよう、屋上に上がる外づけの階段がつくられました。このことは危機管理課長御自身が取り組まれたことだと記憶しておりますが、この整備の意図というのは何でございました。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 当時の大湊小学校、屋上への避難階段の設置につきましては、現在発表されております最大想定津波高といったものがまだ発表されていない段階で、今その当時の段階でできることをやっという南海地震検討委員会の中で出されたこととございます。逃げる高さがわからない中で少しでも高いところに逃げると、逃げる場所を整備するといったことで、大湊小学校の屋上、三和小学校の屋上に避難階段を建設をいたしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） その後、本市沿岸の津波高が10メートルを超えるとの発表で、南部市民館の避難タワーはさらに高くかさ上げといたしますか、再整備がされました。大湊小学校への屋上への外づけ階段はそのままでございます。これは無用の長物という例えがございますけれども、発災時に避難場所だと混乱に陥って、取り返しのつかない事態ということにもなりはしないかという懸念をいたしますが。

また、今おいでになります校長先生、教頭先生を初め、教職員の方々、そのことの経緯をわかって、御理解され、御存じであって、このことについて、校舎の外づけ階段の御認識をされているのかどうか、そのあたりの2点についてお伺いいたします。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 当時は新しい想定が出ましたので、大湊小学校の避難場所につきましては、使用しないでほしいというようなお願いもしてきたところでございますが、議員のおっしゃられるとおり、先生方も異動でかわられたということがございますので、そういった間違いが起こってはなりません。そういったことをまた啓発をしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 東日本大震災の折ですが、それぞれ大きな各地の市町村、防災センター

など、どなたも安全だと思っていた建物で多くの命が失われております。この外づけ階段を一気に駆け上ったことで、あの悲惨なことが再び起こるのではないかというような危惧を抱きますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほども答弁いたしましたように、非常階段が現実にある以上、そこに間違えて逃げるといった方も出てくる可能性もございます。やはり、そこは使用できないといったような啓発とともに、立入禁止などの処置をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 立入禁止という措置をしていきたいということとは、私は全く別の視点で申し上げたいと思いますけれども、大湊小学校の周辺はかつては前浜村の役場がございましたし、明治11年開校の前浜小学校がありました。農協などもあり、まさに地域の中心でございました。中心だからこそ、児童も住民も、またたまたま居合わせた方も含めて、仮に警戒警報が出た折には、警戒避難の場所としてはまさに適地、地域の中心一帯ですので、まさにふさわしいところでございます。ぜひ、この大湊小学校の外づけ階段を生かしていただくことで、整備の実現ということでの意向を示していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大湊小学校周辺の緊急避難場所といたしましては、大湊小学校南に大湊小南津波避難タワーを建設しております。浸水想定区域内には、先ほども答弁をいたしましたけれども、緊急避難場所の整備は行ってまいりますけれども、避難所の整備は現在考えておりませんので、大湊小学校南の津波避難タワーへの避難をお願いしたいところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 避難タワーで大勢の住民の方々が、座る方もあるかもしれませんが、一昼夜あそこで過ごすことができるでしょうか。風雨にさらされて、飲み食いもままならないようなところで、あくまでも一時避難をする場所であって、滞在避難といえますか、体も休めることができるスペースがあつてというところでは、避難タワーというのは全く不適切で、その目的ではないですね。

渡部財政課長は、突然お名前を出しましたけれども、新規採用されました職員としてのスタートは企画課でございました。その折、私も企画課におりまして、先輩職員として、多少なり

とも公僕の姿勢を教示したものでございますが、そのことを覚えているかどうかは別にしまして、今議会の前に議案の説明の中で財政課長は、命を守るものだから十分にやっつけていかないと土佐弁でこう申されましたが、地域の中心にある大湊小学校、警戒避難所として再整備に取り組んでいただけるような財政予算措置の検討をしていただきたいという思いをお伝えして、御意向としてはいかがでしょう。公僕としての答弁をぜひお答えいただきたいと思います。

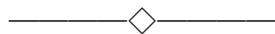
○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 当然、地震、津波といった、そういった防災対策というのは進める必要が、これはもう絶対に必要なことではあります。ただ、あくまでも計画的に各そういった場所の安全性、そういったものを確認しつつ、これまでも進めてきております。その中で、さらなるものになるのか、そういったことも検証しながら進めるということになりますので、今後の方針の中でその大湊小学校がそういった場所になり得るのかどうなのか、そういったところも踏まえて検討する必要はあるかと思えます。ということで、そういった市民の命、そういったものを当然守っていく必要があります。ただ、それをもうやみくもにこういった形でという形ではなく、いろんな考え方の中で最も適した適地であるということ踏まえて実施を行っていくべきというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時8分 休憩



午後1時 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。8番高木正平議員。

○8番（高木正平） 私たちの大湊、かつて紀貫之は京への帰途、風雨や怒濤がやまず、師走29日から正月9日までやむなく大湊に停泊し、足どめされております。風がおさまり、波がなぐ、静まればよかったわけですけれども、臨時情報による警戒避難は気象庁の発表次第で、通常の生活に戻れるまでにはさらに1週間とかがかかるとかも言われておりますけれども、マグニチュード8とかの大地震が確実に迫り、不安は募るばかりでございます。

日章福祉交流センターということで決定されたと説明をされる警戒避難場所ですけれども、学校から遠く離れ、極度なストレスにもがき苦しむ様子が浮かんでまいります。大湊小学校の先生方が身近においでになって、家族の顔も見られる中であるならば、その不安やストレスも

相当軽減されるものと察します。

今議会を前に市長は、命山の検討ということも、再検討ということも申されておりましたが、避難タワーは沿岸一帯に、県下、東から西まで設置されております。南国市の津波避難に関する住民の方々の安心と、確実に命が守られる津波避難タワーにあわせて、警戒避難はもとよりですけれども、復興、復旧の兆しが見えるまで過ごすことができる避難所の設置は、今大湊地区の中心地でありますと申し上げました大湊小学校の外づけ階段を活用することで実現にかなう、実現に近づく可能性がある整備だと思っております。

市長の長は「おさ」と言いますが、おさは一軍の中で頭立つ者でございます。最もすぐれた人でございます。そのおさとして、地域に必要な適切な警戒避難も含めた避難場所についての設置が私は役割と思っております。児童が先生方と一緒にいつもの校舎で、迫る大災害に備えられる警戒避難場所を完備する。私の本意でございます。市長も本意であると察しますし、真意であると信じております。一言市長に申し述べていただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） ただいまの御質問は、大湊小学校の上に避難所をつくってほしいという御要望というふうに承ったところでございます。

先ほどの臨時情報のことにつきましては、今まで危機管理課長も申したとおり、事前の避難ということで、できるだけ津波浸水区域外に避難していただく、それがより安全ではないかということでお答えを申し上げたところでございます。

また、この避難場所となりますと、復興までの間ずっと避難するということになるわけございまして、津波につきましては、その津波浸水区域内の状況というものは、発生すれば周りの様相は一変すると思っております。その中で、ずっとそこに居続けるということは、余り想定することができないところでございまして、やはり物資輸送とか、その復興までの間は、そういう日常生活が送りやすい環境で避難しているべきではないかと思うところでございます。

地域の思いということは理解できるところでございますが、やはり発災したときの状況を想像しますと、臨時情報のときの避難場所は、やはり津波浸水区域外が適切ではないかと思えますし、避難所の状況というのも、やはりその津波が発生している場所以外のところが適切ではないかと思うところでございます。だから、現実に津波が発生したときにその場にいるということは相当な恐怖も感じるのではないかと想像するところでもございまして、やはり津波浸水区域外へ避難していただくというのが適切ではないかと思うところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 津波浸水外に避難をして、そこで7日、あるいは14日、それでも気象庁の発表次第では、一旦は解除されたとしても、またその危険性がどのような形で迫ったことでの緊急避難ということにも、これは全く想像が付きませんが、これまでの南海地震の発生の実例を見てみましても、その日のうちに半割れの直後に南海トラフ大地震が発生したということもありますし、2日後もありました、何週間後もありました、2年後もありましたというふうな、かつての実際の中で、果たしてこの警戒避難がどこまでというのは全く予測がつかないところですから。

今、ここで改めて確認をしておきたいのは、小中学校の校舎は耐震化が全て完了して、地震に対するマグニチュード8クラスの地震に対する安全性は極めて最も高い施設であるということは事実です。あわせて、大湊地区は津波浸水地域でありますけれども、地震には耐え残っております。その上に避難することによって、課長がこれまでもおっしゃられたように、津波は2週間も、あるいは1週間以上も、そこで浸水した状態でおるものではなくて、南国市の地域のこの部分は浸水期間が長期にわたるといふことの説明はこれまでもありました。大湊小学校周辺は、その長くつばかったままという地域ではないはずですので、一両日には引きます。そしたら、校舎としては確実に安全で、今の形が残り、その上に避難している子供たちは校舎の清掃も含めて再開ということにも希望も持たれます。ですから、私は一番安全な校舎をいかにこの先も地域の方々の避難の場所として、地域のセンターにある機関の存在を尊重していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

ちょっと話をかえますけれども、今課長が前浜防災コミュニティーセンターは緊急避難所ではないというふうに最初に御答弁をされました。緊急避難所であって、警戒避難などの避難をする場所ではないというふうに理解をいたしましたけれども。ただ、前浜防災コミュニティーセンターには、津波避難場所という看板が掲げられておりますけれども、この津波避難場所という避難のその施設の許容はどういうことになりますか。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 前浜防災コミュニティーセンターにおきましては、災害種別によってその取り扱いが違っております。先ほども申しましたとおり、津波に対しましては、緊急に逃げる緊急避難場所であり、災害や洪水におきましては避難所として使えるといったような区分をしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平）　じゃ、コミュニティーセンターの壁面に看板として固定されております津波避難場所というのは、これは風水害の折の避難所であって、津波避難場所と表示してあるものは緊急的な避難、つまりタワーと同じような性格だということですか。

○議長（岡崎純男）　危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔）　そのとおりでございます。

○議長（岡崎純男）　高木議員。

○8番（高木正平）　これまでの前浜防災コミュニティーセンターが建築されるまでの間に、市のほうからの教育委員会のほうからの説明もあったり、地域の方々も一緒に加わって検討したことでしたけれども、なぜ高床式かという、津波が押し寄せる浸水地域であるゆえに、それにつかることがない位置にふだんのコミュニティーとしての学習を含めた活動の場所として確保しましょう。いざ津波で浸水した折には、そこでキッチンの設備もありますので、寝食をともにできるという施設としてあの構造になったと説明が実現したと記憶しております。その証拠に、3.88メートル、津波高はここですよというふうな看板が壁面にばっちり打ちつけられております。3.88メートルまでは津波でつばかります。玄関は、そこからさらに2メートルから上です。

こういう構造で、津波浸水区域ゆえに建てられた南国市立前浜公民館は、防災コミュニティー施設であるとあわせて、津波避難所という認識の中で建築されたと承知をしておりますが、それゆえに3.88メートルと表示、津波避難所という表示があると、そういうことだと思いますけど。そういう整備ではなかったですかね、教育委員会、生涯学習課長。

○議長（岡崎純男）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一）　議員さんのおっしゃるとおり、前浜防災コミュニティーセンターは、全ての機能を2階に集約しております。また、外づけで車で2階まで上がれるようになっておりますし、倉庫の中にはボートも保管されておるところです。ただ、今危機管理課長が申し上げてるのは、臨時情報という手前に十分時間のある情報については、浸水区域外へ避難を呼びかけるということを申し上げておるのであって、前浜防災コミュニティーセンターがそういった機能を全く有してないということを申し上げてるのではないと理解をしております。以上です。

○議長（岡崎純男）　高木議員。

○8番（高木正平）　ぜひ、前浜防災コミュニティーセンターは、津波避難所という表示が掲げられております。その表示に相当するとか、納得できる住民の方々の避難場所としての

意識が浸透しているものと思いますけれども、建築された経緯も含めて、前浜で大湊小学校区域で、避難タワーでいつか逃れ、その後浸水した波高の状態によっては前浜防災コミュニティセンターに備えつけられたボートを使うこともあるでしょうけれども、いろんな物資の運搬も含めて、そこが防災の拠点施設かなと思っておりますので、いま一度整理をしていただきながら、現在のさまざまな情報の中で、最も住民の方々が身近で安心できる場所というものを再検討していただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

次に、この津波浸水地ということで再三申し上げておりますけれども、その地域であったとしても、身近にあります大湊保育所は、私たち地域の者にとっては宝船でございます。重要な政策はまず施政方針で示すべしと、昨年9月定例会で申し上げましたが、本年3月定例会、令和となりました新年度の施政方針に、まこと、忠実に、大湊保育所に関しましての政策が示されました。その箇所を読ませていただきます。子供たちの安全な保育を確保するため、平成32年4月に大湊保育所を津波浸水区域外施設でありますあけぼの保育所への統廃合を実施してまいりたいと考えております、こう施政方針で示されております。

いよいよ期限を切って統廃合を口外されました。そこはつかるきいかん、つからんところに移さないかん、新子育て支援課長はどのような見識でございましょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 私の見識といたしましては、保育時間中の子供の安全を確保するのは、浸水区域外の保育が最も適当だと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 保育時間内が安全であればそれでよしというのが子育て支援課長、子育て支援を担う子育て支援課長としての任務でしょうか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 子育て支援課の業務には保育所の運営も当然ございますけれども、ほかにも子ども手当や児童手当、乳幼児医療業務などとしてございます。保育施設を利用されている子供さんはもちろんですが、利用されていない子供さんに対する支援もありますので、保育時間内でなく、保育時間外においても、そういう任務はあると認識しております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 子育て支援課の所掌業務というのは見ればわかりますけれども、私は大湊保育所のことに関しての質問をさせていただいております。そのほかに多岐にわたる業務も

あるということは十分承知をいたしておりますけれども、ここは大湊保育所に限って質問を続けさせていただきます。

8時間、あるいは10時間、保育管理下は安全という危機管理のあり方は、甚だ私は身勝手に、見せかけの対応でしかないというふうに思いますが。ほかにもたくさんの業務があったとしても、保育時間内だけの安全で、子育て支援ということについての責任を課長はどのようにお持ちになっているのか、新任の課長ということで御挨拶を拝聴いたしましたけれども、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 高木議員さんのほうより、保育時間内だけではないという御指摘をいただいておりますが、私もそのとおりだと思っております。ただし、私どもが子供さんをお守りできるのは、預かっておる保育時間内にどういった保育を提供するかということでございますので、保育時間外につきましては、地域、御家庭での子育て支援をお願いしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 平成30年度施行の保育指針の一文でございますけれども、保育所は地域社会との交流や連携を図らなければならないこと。社会生活とのかかわり、つながりを意識することなど、これは抜粋ですけども、このように書かれております。

保育管理下の子供の安全はもちろんですけれども、地域社会とのかかわりの中で保育所に通う子供たち、あるいは保護者の方も含めて子育て支援ということになると思いますが、保育時間外、私は大湊保育所が浸水地だから、つからんところに持っていかにかんという今回の統廃合ということでの方針に対して、保育時間内だけの安全でいいですかということをお繰り返して申し上げたところですけども。

じゃ、あとの14時間、16時間ですか、そのあたりの時間というのは、いわゆる市役所の責任外の、あっさりというふうに捉えておりますか、課長は。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 市役所の業務といたしましては、市民の方の安全・安心を守るということは当然のことだと思っておりますので、保育時間外だからといってお子さんの安全を担保しなくていいという考えは持っておりません。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 課長がおっしゃいますように、確かに子供たちの命を四六時中守るとい

うことは、これは社会の責任として家族はもとよりですけれども、日ごろ打ち解けた地域の方々と、見知った方々が身近にいてこそ、お互いが見守り合うことができる。そのことで子供たちが育まれるというふうに思っておりますので。保育時間内だけではなくて、地域の中で子供の過ごし方での育むということを御認識されているということはわかります。でも、このたび、つかるきに、つからんところへ持っていかんやいかんという説明の中で、お伺いしておりますことを伺いますと、私は最も大事な意義として、津波浸水区域外が安全というこの捉え方、この説明、これは私には伝てんぐとかしか聞こえてきません。いわゆるにこやかにほほ笑んでいて安心ですよという手前、実は内心、もうここにおさめて、もぎ取って、大湊保育所という存在をなくするものにしてここへまとめりゃええという、まさに腹の中の意図がそこではないのかなというふうな、そういう思いで、大変いら立ちとあわせて不満を持ちます。

大湊小学校の校区でございます、大湊保育所は。長年培われてまいりました大湊保育所と地域との交流や連携はどのように、この後続けられるか、継続していけるか、そのあたりは課長はどのように捉えております。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 今現在、大湊保育所では、エンコウ祭りや出港祭などの地域行事に参加させていただきまして、地域社会との交流を図っておると聞いております。

浸水区域外の保育施設へお子様が移られた場合には、移られた保育施設から参加していただくことになっております。また、大湊保育所の所長や保育士が地域行事に参加し、一定の役割を担っていた場合もあろうかと思っておりますので、その場合は公立保育所のあけぼの保育所の所長がかわりに参加するような形になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） この大湊保育所の統廃合ということでの政策に、今回、これまでもそうでしたけれども、具体的に示されました折、津波浸水地であるという環境の中ではありますけれども、その環境だからこそ、子供たちは地域の皆様方と触れ合いながら防災の規範意識が育つものと、私たち地域の人間は思っておりますし、子供たちにその規範意識を託したいという思いで、子供たちとともに地域の行事も通して活動を続けておりますけれども。あけぼの保育所に移りましたときに、地域ということの子供たちへの意識の存在というのほどここまで必要なのか、存続するのかよくわかりませんが、少なくとも将来につながる大湊地域に住む子供たちが防災に対する、いわゆる規範意識を育てるには、養うには、その地域ならではの特性が私たちの地域にはあるゆえに、大湊保育所の存在というのは実に大きな使命を子供たち

に対して担い続けているものだと思っております。

この規範意識を育てる、防災意識を今後とも持ち続ける、このあたりにつきまして、大湊保育所が仮に統廃合となった場合の、このあたりの存続、継続につきまして、子育て支援課長はもとより、危機管理課長にも御見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 大湊保育所におきましては、津波の被害ばかりでなく物部川などの洪水の災害なども予測されることとございます。当然、あけぼの保育所に移られましても、物部川沿いではございますので洪水といったこともございますし、津波の災害におきましては、物部川を遡上して押し寄せるといったことも考えられます。防災について、あけぼの保育所へ移ったからといってそれが一切なくなるわけではなく、引き続き、地域や移られた日章のほうのあけぼの保育所のある場所の防災についての意識などを持っていただいて、地域とともに考えていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 市内各保育所におきましても防災訓練等は行っておりますので、そういった防災意識、規範意識の情操はできるものと思っております、また、先ほどから高木議員さんが言われておりますように、津波浸水区域ということであります大湊地区でおきましても、お子さんにより一層の防災意識の高まるような子育てをお手伝いいただければと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員の持ち時間が11分となっているので、簡潔にお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

高木議員。

○8番（高木正平） 条例で設置されました保育所が廃止される。私の経験からは、実にせつなく強い憤りの中、悲痛そのものの思いでございます。子育て支援課長、何を根拠にあけぼの保育所にまとめるのですか。

○議長（岡崎純男） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） あけぼの保育所につきましては、大湊保育所に通われているお子様が入所できるよう施設改修は行っております。来年度の教育・保育施設等利用申し込みの際に、あけぼの保育所の利用を希望される場合は、継続児扱いとして入所選考をすることなくあけぼの保育所を御利用していただきますけれども、あけぼの保育所以外の教育・保育施設の利用を希望された場合には、希望施設を利用できるように入所選考の加点を設ける予定であ

ります。大湊に通われている子供さんがどの施設を希望されても利用できるようにはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 統廃合という、さきの議会でも申し上げましたけれども、根拠のない政策に、安易な説明に遺憾に思うとともに不適切であることを強く申し上げます。議会は、決議機関でございます。議員として最も重要な責務は、議案に対する責任ある判断でございます。責任を持って臨みたいと思っております。

次に、コミュニティバスのことにつきまして、幾つかピックアップして質問をさせていただきますと思います。

退出から新たに委託ということでの説明がこれまでっておりますけれども、そもそも現行3路線ですか4路線ですか、それぞれ平均的な乗車率というのはどれぐらいですか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この10月からコミュニティバスを走らせます市内の4路線につきましては、年間の利用者になりますけれども、年間の平均になりますけれども、1日当たり130人が利用をしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 1日130名の利用で、市費の投入も毎年行われておりますし、高知新聞の先月の記事を見ますと、とさでん交通の退出の理由が、深刻化している運転手不足からということでの記事がございましたけれども、これが理由であって、乗車率というか1年間の利用者数を今、御紹介していただきましたけれども、この乗車云々での不採算性からということではないわけですか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この理由としましては、先ほど議員のほうからも話がありましたとおり、運輸業界、路線バス業界の運転手不足が一つの背景となっております。

利用者につきましては、先ほど年間の平均で1日130人という数字を述べさせていただきましたけれども、南国市内の利用者としては減少という傾向にはございません。一定、数字としては、安定した利用がされているという状況でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 安定していればまずは結構だと思いますけれども、せっかくこれまでの運行形態から市が委託するということで、もっと身近な運転手法に変わるかなというふうな、

こんな印象も新たに生じることはないかと思えますけれども。今回、運行形態が変わることによって、利用率の向上とか利用者増につながるのか、利用者のニーズをどのようにお聞きになって適切な情報の収集についてはどのように行われ、どのような結果としてどのような委託形式でというところにつきまして、まずお聞きいたしたいと思えます。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） まず、状況の把握としましては、南国市の地域公共交通会議のほうで御検討をいただきました。その中で、平成29年度になりますけれども、市民アンケート、これは3,000人の市民を対象に実施をしております。それでありまして人口の推移、あと南国市の施設の分布であるとかそういうものを総合的に分析をしまして、この交通ということを考えております。ただ、その事業者という部分につきましては、先ほども申しましたとおり乗務員の不足ということが一つの背景にございますので、その部分で、乗務員がきちっと確保できるという担保をちゃんと確保しながら公共交通を進めていくという必要がございますので、今回、コミュニティバスということで定時、定路線という形の運行にはなりますけれども、そういう形で進めさせていただいております。

それ以外の、今の現状でいいますと交通空白地もございますので、そちらの部分については、今、南国市のほうで策定しております南国市立地適正化計画のほうで、それぞれの集落の拠点から中心部へ結ぶということもうたわれております。そうしたことをきちっと実現するような交通ということで、新たな拠点についても交通のほうを整備をしたという状況でございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） たしか、高知新聞の記事では、現行は3路線であって委託するのは4路線というふうに、こう説明があったと思えますけれども。それぞれ現行の路線と委託した後の路線と、そのあたりのダイヤといいますかルートといいますか、時間も含めて、利用者増につながる、利用者の利便性が向上するような、そのような計画での委託ということで進められておりますか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 今、現時点の市内の路線としましては、先ほど議員が言われましたとおり、3路線になっております。これは、もともと4路線で運行していたものを、とさでん交通さんの乗務員不足ということもございまして、昨年10月から4路線を3路線に編成をして、乗務員が少ない中でも維持できているような形での路線再編をしておるところでござ

ざいます。それにつきましては、この10月からコミュニティバスを走らせるに当たりまして、もう一度4路線に戻すということをごささせていただきます。

具体的には、十市から後免町へ行く路線でございますけれども、現状は、通常はインター線を通して今までは運行しておりましたけれども、その路線を昨年の10月から前浜経由で前浜線と統合して3路線としておりますので、それをもとに戻して、前浜線としては前浜から後免町へ行く路線、十市からは後免町へ行く路線という形でもう一度2路線のほうに分けることによって、3路線を4路線に戻したということでございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） その4路線ということですが、施政方針では、新たに岡豊地区と岩村地区の2つの集落拠点を運行区域に加えるとありますけれども、この路線編成の中で、岡豊地区、岩村地区の拠点はどのように結ばれた路線として進められておりますか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 先ほど言われました岩村地区と岡豊地区について新たな路線を新設をしたということでございますが、まず岩村地区につきましては、10月からは、前浜からJ A高知病院線へのこの路線に途中で岩村の集落を経由して運行するという形で、岩村地区の集落をカバーするという形を考えております。

また、岡豊地区につきましては、現状、中島のほうを通過して医大のほうに入っておりますけれども、今現在、岡豊小学校、岡豊の公民館の前の県道にはバスが走っていない状況でございますので、一部ではございますけれどもこちらの経路についても運行するように検討をしておるところです。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 西川議員も、これまで何度かこのバス路線のことにつきましては御指摘をされたり御意見を申されておりましたけれども。バスを利用する方々というのは、無論いろんな所用があって公共交通機関ということでのバスの利用で、所用の目的を果たす利用になっていると思いますけれども、中には、自家用車の運転がままならないという方もおいでになると思います。バスを利用して外出することで、ショッピングも含めて医療のことも含めて、いろんな意味で外の空気と触れ合いながら、その人の生活には、気晴らしとかいろんなものが加味されて気が晴れるもの、健康につながるものだと思っておりますけれども。そういう方たちが、そもそものバスの利用目的とあわせてこのところに停車すればということが量販店ですけども、例えば、南路線、北路線それぞれのバスの路線の中に、主立った量販店の玄

関先といいますか、そのあたりに停留所を新たに設けるということはこのたびの路線編成の中では実現いたしておるでしょうか。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） この10月からのコミュニティバスの運行につきましては、先ほども説明をしましたが、とさでん交通さんの路線をまず基本にしまして、そちらの路線をまず維持をしていくということで考えております。それに加えて、先ほど申しました経路の新設というのを行っていくということでございます。

先ほど議員さんのほうから、例えば、量販店であるとか病院、そういう施設に対して、もっと使いやすい交通に、そういうことはできないかというようなことも御意見いただきましたけれども、確かに、今後にも必要になります。ただ、今回の10月については、そこまでの実施はできておらないという状況でございます。現在、82%を一定水準の交通カバーができてという状況でございますけれども、先ほど言いました空白地もありますし、今言った病院であるとか買い物に使いやすい交通という部分ではこれからも改善をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） とさでん交通を基本維持するというのは、課長の御答弁の中にありましたけれども、これは単にたすきのかげかえじゃございませんかということをお願いしたいと思います。やっぱり、利用される方々の利用性が上がるというか、いわゆるサービスの向上じゃないですけども、利用しやすい運行路線も含めて、そのあたりを加味した上での新路線じゃないと、単にたすきをかけかえたばあのことであるならば、単に運行会社が違うということだけであって利用者には何の利用の促進にもつながりませんし、このたび変わったことでこんなところにも路線が回るようになってより便利になったというふうなことから、口々に利用率につながっていくのじゃないかと思っておりますので。今、課長が言われた、基本は維持しながら、どこでじゃあ見直すのかということでのまた気がかりが出てまいりますけれども、やっぱり検証しながら路線というものを再編するというので、まさにそのように再編という言葉が書いてある、路線再編と書いてありますけれども、そこが本来の再編でないかというふうに思っておりますので、ぜひそういうところは利用者の声をお聞きになりながら、必要な路線の見直しということも適宜取り組んでいただきたいと思います。

課長が、以前、バスのボディーペインティングのことを言われたことがありましたけれども、この新たに購入する4台の車については、どのような企画で今お考えになっております。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 車両へのラッピングにつきましては、今、車両としては、小型バス2台と10人乗りのワゴン2台になっておりますけれども、そちらのほうに、まずバスの愛称というのを市民のほうから募集をしまして、その愛称に基づいてデザインを考えてラッピングするように検討をしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 幼稚園のお迎えのバスなんかは、待っている子供たちが、来た、来たとわくわくするようなボディーで送迎をされておりますけれども、どのバス会社のバスを見ましても、それぞれ意表を凝らしたデザインでボディーを飾っております。あのバスはこの会社ということが、どこの会社だろうかということも思ったりすることもありますけれども、少なくとも南国市域を走る専用のバスでございますので、納車されたそのままのボディーに愛称を書いたとしても、待っている利用する人が、やあ来た、来たとわくわくするようなそのような演出というかラッピングも必要かなと思いますので、もともと29年度に課長御自身が提案されたラッピングということでの予算措置をされたことでの説明がございましたけれども、実現したかどうかは別にしましても、今回の4台の車両には、ぜひこのことも検討していただきたいということを申し上げて、もう一つ、ICカードも使えるわけですか、このたびは。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在、とさでん交通さんで利用しておりますICカード「ですか」というカードですけれども、それは新しいコミュニティバスでも引き続き使えるようにしております。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 「ですか」というICカードが相互利用ができるということは、やっぱりこれは利用者の立場に立ったサービスというか重要な大事なことだと思いますので、それはぜひそういう形で皆様にもPRしていただきたいと思います。

ぜひ、その路線についての現場維持ということの見方をどこかで崩していただいて、新たな路線に、どの箇所どういう利用者が、どの箇所ということは情報も含めてお酌み取りいただきながら実現していただきたいと思います、10月の発車にあわせて。

最後に、大湊小学校の通学路ですけれども、先月も、児童やあるいは幼児が待つ集団の中に、事故とか事件がございましたけれども、通学路の安全については改めて検証しなければならないと思っておりますのでございますが、大湊小学校の通学路の部分に限っての質問で恐縮ではご

ございますけれども、大湊小学校の南から通う児童は、用水路に沿った市道を通っております。私も通りました通学路です。この先、雨で勢いが増すと、後川に流れ込んでおりますその堰はまさにごうごうという滝のごとく音を立てておりますけれども、それこそ1メートルそこそこの柵が、子供がすぐに吸い込まれる幅のゆったりした柵がある現状でしかございませんので、この用水路と市道の間の安全を、子供たちが雨傘を差して通学するときに思いがけない事故にも遭遇することがない柵を、現場を十分に検証した上で設置していただきたいという思いで、このことは既に建設課長には御説明をいたしておりますけれども、学校教育課長ともども御意向をお聞きしながら、早急な対応がかなうかどうかどうか建設課長ともどもお伺いいたしたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えします。

市内の安全施設の整備につきましては、要望箇所を一定まとめまして入札に付しております。現在、第1期として、8月までの工期で施工しております。

高木議員様が先般から御指摘されておる場所につきましては、8月に入札予定の次期工事において施工する予定になっております。よろしくお願いたします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど建設課長から御答弁申し上げましたように、学校の安全点検の中の指摘の中ではその箇所につきましては上がってはございませんでしたが、建設課長が申し上げましたように、連携を図って早急に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、通学路の安全確保につきましては、毎年10月に実施しております南国市通学路安全対策連絡協議会を通じまして各関係機関と連携して、安全点検により一層努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 高木議員。

○8番（高木正平） 市長を初め、それぞれきょう御答弁をくださいました課長さん方に心から敬意を申し上げたいと思っております。

私は、生まれて、大湊小学校区で、前浜というところですがけれども、大湊小学校校区で生活をし、この先も地域の方々とともにその場で生活を続けたい。いずれ、ふいだろうと思っておりますけれども、マグニチュード8という南海トラフ巨大地震にも、市長を初め、皆様方が取り組んでいただいております防災対応に、私たち地域の人たちがそのことに規範意識を維持しながら

ら向かっていきたいという思いがいたしますので、きょう申し上げましたことを改めて検討していただくことをぜひお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 1番神崎隆代議員。

〔1番 神崎隆代議員発言席〕

○1番（神崎隆代） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、選挙についてです。

私が以前の質問で訴えておりました期日前投票宣誓書が印刷された投票所入場券が、4月の県議会議員選挙から実現し、有権者のもとに届きました。有権者の方からは、事前に自宅で宣誓書の記入をして行くことができ、期日前投票所での流れもスムーズであったと喜んでいただいております。御報告とお礼を述べさせていただきます。ありがとうございました。

ことは、春の統一地方選挙、夏の参院選、秋には南国市議会議員選挙、最後に冬の知事選と選挙の多い年となります。選挙管理委員会事務局の皆様には御苦勞をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

今回の県議会議員選挙の後、私のもとに届いた御意見から質問をさせていただきます。

各投票所におきまして、障がい者や高齢者の方々に対して、親切で丁寧な対応ができるよう十分な配慮がなされておりますでしょうか。車椅子や車椅子用記載台、段差へのスロープ設置や老眼鏡、虫眼鏡、文鎮などの備品、点字や拡大文字による候補者名簿などの設備面や職員体制についてはどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 神崎議員御質問の、障害のある方、高齢の方など配慮が必要な方への対応は、選挙に限ったことではなく、我々社会人としてまた公務員として当然あるべきことと考えております。

投票事務におきましては、事前の選挙事務説明会でも、明るく親切な態度で対応し、気軽に投票できるような雰囲気づくりをするよう、また選挙人の人権、投票所内の全面禁煙や施設敷地内の禁煙にも配慮をするよう留意事項を確認しております。

また、投票所の段差へのスロープの設置、老眼鏡、ルーペ、文鎮、点字や弱視の方向けの白黒反転の候補者名簿などを全投票所で準備しておりますが、車椅子の方用の低い記載台は、設置スペースの制約から45投票所中16カ所にしか設置できておりません。

また、車椅子の準備は、現在、市役所の期日前投票所と大篠小学校体育館のみでございます

が、今回、市内企業より車椅子等の寄附の申し出をいただいておりますので、十市小学校体育館にも御準備させていただくと同時に手押し車も準備させていただく予定でございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 車椅子用記載台は、45投票所のうち設置されているのは16投票所ということですか。

それでは、残りの29の投票所では、車椅子の方が投票に来られた場合はどのような対応となるのですか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 残った投票所におきましては介助する方がおらず、介助が必要な場合は投票所の庶務係などの対応可能な職員が対応しております。

期日前投票所では車椅子などの記載台がありますから対応可能でございますが、各投票所におきましては、先ほども申しましたように、車椅子用記載台がないところもございます。市のほうも、十分な周知ができておりませんが、事前に投票所を利用される旨の御連絡をいただきましたら、可能な限り準備をさせていただきたいと思っております。

4月の県議選では、車椅子用記載台がなく、代理投票の制度を用いて、選挙人の指示に従い補助者が投票用紙に記入して対処した事例がございます。その際には、大変な御不便また不愉快な思いをさせたことを痛感しております。車椅子の方の来場があったと報告を受けている投票所につきましては、スペースの制約があつて常時車椅子用の記載台を設置できないところがございますけれども、車椅子の方が来られた際には使用できるように準備をしておくよう事務従事者と打ち合わせをしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 車椅子用の記載台がない投票所では、代理投票されているということですか。

代理投票を行う選挙人の意思表示の際や補助者による選挙人の意思確認の際に、投票内容を投票所にいるほかの選挙人等に知られることのないよう投票の秘密に一層配慮すべきであると思っておりますが、この点はどうでしょうか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 代理投票におきましても投票の秘密は守らなければならないというのは大前提でございますので、投票事務説明会におきましても、必ず注意事項

の説明を行っております。大声で確認作業を行わないよう周知をしておりますし、職員にまた守秘義務が生じるのは当然のことでございますが、これも説明会の席上で周知をしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 代理投票制度というのは、心身の故障その他の事由によりみずから当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人が、投票管理者に申請し代理投票させることができる制度とされています。自書することができるにもかかわらず、記載台がないということで代理投票ということになるこの対応は、いかがなものかと感じるところです。車椅子用の記載台を設置していない理由をお聞きしましたら、狭い投票所には設置できていないということでした。

そこで御提案させていただきたいのですが、高齢者にとっては立って記入するより座って記入したほうが楽でよいという方もおいでます。車椅子用と限らず、誰もが座って記入できる記載台として常時設置しておくという事はできないでしょうか。立って記入する記載台は車椅子の方は使えませんが、座って記入する記載台は誰でも使えます。投票所が狭いという理由であれば、記載台の一つを座ってできるものに変えるというお考えはありませんでしょうか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） ただいま議員から御提案のありました、座ってできる投票台でございますが、投票所の状態を確認しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 記載台といいましたら、普通の机の上に置くだけのものもありますし、いろいろ工夫をして考えていただきたいと思います。

今回、車椅子用の設備が整っていない投票所で代理投票となった際に、投票の秘密の保持という観点から御指摘がありました。障がい者や高齢者、また投票に来られた全ての方が気持ちよく投票ができるように、必要な設備や対応についての御配慮をよろしくお願いいたします。

皆さん御存じのとおり、参院選では、選挙区と比例区の2票制となります。衆院選では、最高裁の審査も含めて3回の投票となります。以前の質問で、書き間違いなどによる無効票をなくすためにも、投票用紙のその都度交付をお願いしておりました。次の参院選では、全ての投票所において実施されるのでしょうか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 次回の選挙におきましての投票用紙の2度交付でございますけれども、現在、市役所地下の期日前投票所のほうを改修中でございますので、そちらのほうでは2度交付はできるように考えております。ただ、市内の投票所におきましては、スペース、人員の関係で8投票所で行っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 今後、さらに検討されまして、狭いところでも何とか工夫をしていただき、書き間違いによる無効票とならないように対策をお願いしたいです。

郵便等による不在者投票についてお聞きいたします。

南国市で、郵送による不在者投票を利用されている方はどれくらいおいでますでしょうか、またその内容について御説明願います。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 現在、市内では5名の方が登録をされておまして、この郵便等による不在者投票制度を利用されております。この制度は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳、また要介護状態が5の方が利用できる制度でございます。身体障害者手帳や戦傷病者手帳それぞれにおきまして、該当する障害名また障害の程度が決められております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 1級の障がい者手帳を交付されていても、片側機能全廃では対象とならないということでした。移動ができないという点においては同じ状態ですが、郵送による投票ができるのは障がいの種類が両下肢でなくてはならず、片側の機能全廃ということでは当てはまらないということでした。

このような制度というものは、一人一人の状態を細かく考慮されたものとは言えません。投票に行く意欲はあっても、体が不自由で1人で移動できない方はどうすればよいでしょうか。郵送等による不在者投票の対象とならないけれども障がいのため移動が困難な方に対して、南国市独自でできることを考えていただきたいと思います。例えば、身体障がい1級で、車椅子でなければ移動できない方が、投票に行くために介護タクシーを使う場合、補助をすることは可能ですか。

○議長（岡崎純男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋元和） 郵便等による不在者投票に関しましては、該当する障害名でない場合もできる場合がございます。その場合といいますのは、障害の状態が、そう

いった先ほど申しました状態に該当する旨の都道府県知事の証明がもらえる方につきましては、制度利用の可能性がございますので、手帳を交付いたしました県の担当課に証明書発行の手続きをとっていただきまして、その証明書を添付の上、郵便等による不在者投票制度の申請を市の選挙管理委員会に行っていただくことになると思います。また、市の選挙管理委員会のほうまでお問い合わせいただきまして、詳しい御案内をさしていただきたいと思います。

また、制度改正につきましては、国への要望を上げていきたいと考えております。

続きまして、介護タクシーの利用についてでございますが、議員の御提案にありましたように、介護タクシーの送迎費用につきましては、現在、県内では、こういった介護タクシーの利用について補助を行っている自治体はございません。現在、先進事例を確認している最中でございますので、これからまた補助の要件面などの検討や要綱等の整備も必要かと思っておりますので、実施に向けて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。実施に向けて検討していただけるということですので、ぜひとも、使い勝手のよいものとしていただきますようによろしくお願いいたします。

今回、共通投票所の設置についてもお聞きしようと思っておりましたが、二重投票防止策が今の段階では非常に困難であるという返答でしたので質問はいたしません。環境が整うめどができましたら御検討いただきたいと思います。

以前、巡回ワゴン車による移動期日前投票所の提案をさせていただいたことがあります。香美市が4月の県議選から取り入れるとされておりましたが、無投票だったため7月の参院選からとなったということで、いの町が県で最初に実施となったようです。

香美市では主に投票所の統廃合のあったところから実施していくようですが、南国市では発想を変えて取り入れてみるのはどうでしょうか。この巡回ワゴン車の移動期日前投票所を、可能であれば病院やスーパーマーケットの駐車場の一面をお借りして、定期受診やリハビリに来られた方や買い物に来られた方が、ついでに気軽に投票できるような利用を検討されてはと思います。

約3年前となりますが、この移動期日前投票所に関する質問をさせていただいたときに、そのときの選挙管理委員会事務局長は、「できる限り選挙人の皆様が投票しやすい環境を整えるよう今後とも協議を進めていきたい」と言われておりました。これまで、さまざま話し合われたことと思っておりますので、さらに前向きに対処していただくことを要望いたします。

次に、ワクチン再接種についてですが、どういうことかといいますと、小児がんなどで骨髄

移植手術や免疫抑制剤等による治療を行った場合、予防接種で一旦できた抗体が失われてしまうことがあります。現行の予防接種法では、再接種は任意予防接種の扱いとなり全額自己負担となっており、仮に全ての抗体を失い再接種するとなれば約20万円ほどかかってしまいます。入院中などの経済的負担に追い打ちをかけるような再接種の自己負担となります。病気と戦っているお子様とその家族が安心して治療に専念できるように、また治療後も保育所や幼稚園、小学校などでの集団生活において感染症から身を守るために、失われた抗体の再接種に対する費用助成制度の創設をしていただきたいということです。

県では、今年度から実施できるように相談があれば対応できる体制を整えており、3月末には各自治体に周知しているということでした。窓口は各自治体となるため、まずは各自治体が取組みかどうかということでした。今後、いつ相談があっても、南国市では子供のがん治療後抗体を失った場合のワクチン再接種費用の助成体制の準備ができていますので、安心して治療してくださいとすることができるようにしていただきたいと思います。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 神崎議員さんがおっしゃられたように、ワクチン再接種につきましては、任意接種の扱いとなり費用が全額自己負担となりますので、保護者の経済的負担はかなり大きいものと考えます。また、社会からウイルスを除くためにも、ワクチン再接種への助成は必要なことだと考えます。

現在、保健福祉センターでは、他県の事例も参考にしながら、申請があればすぐに再接種費用が助成できるように要綱整備等の準備を進めております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） ありがとうございます。

それでは、どのような方法で実施をされますでしょうか。

現在、助成をされている自治体の中には、ワクチンの再接種を受けた後、領収証を持参すると償還払いをされる仕組みをとっているところもありますが、できれば事前に医療機関と委託契約を結んでいただいて、窓口負担が不要となるような方法をとっていただくことをお願いしたいです。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 申請から助成に至るまでの流れですが、今のところ、他県の事例も参考にしております。確かに、神崎議員さんが言われましたように、直接、医療

機関にお支払いすることがなく助成できればいいのですが、1つの接種、例えば、最大で10とか再接種がございます。その場合、4年から5年をかけての再接種となり、1つの医療機関がその契約を受けてくださるのか、また長期に契約を受けてくださるのかという問題もございますので、いましばらく検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 所長には汗をかいていただきまして、ぜひとも窓口負担がないような方法をとっていただきたいと思います。

最後に、動物愛護についてお伺いいたします。

初めに、先日成立いたしました改正動物愛護管理法のポイントを課長より御説明願います。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 御質問の改正動物愛護法につきましては、先週6月12日でございますが、参議院本会議で可決成立いたしました。

その主な内容といたしましては、犬や猫の販売業者に対しまして、マイクロチップ装着の義務化と、生後56日、8週でございますが、たっていない犬や猫の販売禁止、動物虐待罪の厳罰化でございます。

特に、厳罰化につきましては、動物を殺傷した場合、現行が2年以下の懲役または200万円以下の罰金から、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に引き上げる内容で、原則、公布から3年以内に施行されることとなります。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 高知県では、動物愛護意識の向上や、遺棄、虐待をしない、させない社会づくりの実現のため、殺処分ゼロを目指しております。譲渡ボランティア制度の運用や休日の譲渡見学会の開催、さらにミルクボランティア制度や不妊手術の助成事業に取り組んでおり、結果として猫の殺処分数は平成20年度の6,023から平成30年度には639と大幅に減少しております。

それでもまだ、処分される命は少なくありません。その多くは、ミルク猫といって生まれてすぐの離乳していない子猫です。このような不幸な猫をふやさないために、県内でも猫の不妊、去勢手術を助成する市町村がふえております。動物愛護の観点からも、南国市としましても、早い段階での助成金創設をお願いしたいと思います。御答弁お願いいたします。

○議長（岡崎純男） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 猫の不妊手術費につきましては、議員さんがおっしゃられましたと

おり、本年度県内行政の助成金が大幅にふえていることが報道されております。本市におきましても、動物愛護の観点から不妊手術費の負担軽減は大変有効であると考えておりまして、現在、創設を目指して検討を重ねているところでございます。準備が整いましたら予算化したいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 神崎議員。

○1番（神崎隆代） 今回、改正された動物愛護管理法では、罪のない動物を無残に痛めつける行為を許す社会にしてはならないとの動物愛護団体の強い思いが反映されたものとなりました。

ここ数年、私の周りで野良犬は見かけておりませんが、猫はよく見かけます。先ほど課長より、猫の不妊手術の助成について予算化していくとの力強い御答弁をいただきました。整い次第ということでしたが、来年度までに体制を整えていただけると受けとめましたので、お願いいたします。

この助成金は継続していくことが大事です。さらに、南国市としましても、命を大切にするという意識の向上と遺棄や虐待をしない、させない南国市を目指した取り組みを今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） 一般質問初日の4番目の登壇になります、社民党の今西忠良でございます。通告に従いまして順次質問を行いますので、お疲れのところですがいましばらくのよろしくをお願いをしたいと思います。

まず、1項目は、南国市の地域公共交通とコミュニティバス等へのシフト運行についてであります。

社民党と旧の民主党時代に、交通基本法として何度となく国会に立法化を目指して上程してきた経過があるわけですけれども、その都度廃案等になり、その後やっと調整をしていく中で、全会一致で交通政策基本法としての成立を見て、平成25年より施行の運びとなりました。内容につきましては、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有意義かつ効率的な連携、連携等による施策の推進、交通安全の確保といった交通に関する基本的な理念がこのとき定められました。交通に関する施策について、国や地方公共団体あるいは交通関連事業者、交通施

設の管理者及び国民等への責務もまた明確にされたものであります。

これらを受けて、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持向上を目的に、平成26年に一部改正をされて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定をされる法定計画ができたわけです。それに基づいて、今日まで南国市等においてもさまざまな取り組みが行われてきました。

今日、高度に進んだ情報社会と競争経済主義や規制緩和そして働き方改革など、さまざまな要因が合い重なり、特に交通や運輸の分野においては、要員不足、乗務員不足が顕著になってまいりました。公共の福祉そして住民の移動の権利の確保が、地域生活において大変重要な課題となってまいりました。こうした現状を踏まえまして、地域公共交通の果たす役割と将来展望についてまずお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 地域公共交通の担います役割と将来展望ということでございますけれども、通学や通勤、買い物、親しい友人を訪ねるなど、人にとって、移動は個人の自己実現に欠くことのできない価値を有するものです。そして、その保障は、行政が可能な限り実現に向けて取り組むべき課題であると考えております。

特に、自家用車などの移動手段を持たない方々の移動手段の確保については、公共交通は市民生活を支える社会インフラの一つでございまして、その維持存続には行政として尽力すべきものと考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、制度に基づくさまざまな機関や協議会等が立ち上がってきました。地域交通の運営確保について、協議会が立ち上がってそこで行われてきましたけれども、県内の中央地域を統括をする公共交通改善協議会もその一つであろうかと思えます。デマンド方式や分社化など、さまざまな対策と対応がとられてきました。しかし、利用者にとっては決して利便性の向上につながっていくものではありませんでした。

中央ブロック、中央エリアにおける交通体系のあり方と今後の推移や見通し等についてお聞きをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 県中央地域におけます路線バスの運行につきましては、本市のほか、県やとさでん交通及び高知市等の周辺市町村が参加する中央地域公共交通改善協議会

におきまして、その運行の利便性向上などについて協議をしております。近年は、路線バスの乗務員不足が深刻となる中、とさでん交通の運行する路線の再編または廃止に対する対応協議が主たる議題となっております。

バス路線再編への各市の対応につきましては、高知市では利用の少ない路線をデマンド型乗り合いタクシーに代替える方式を近年進めておりまして、また土佐市では平成30年10月より市内バス路線の運行をとさでん交通から地元の観光バス会社に移行をしているという状況でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、3点目になるんですけども、南国市においても地域公共交通網の形成計画の策定を図ってまいりました。このことによって、地域公共交通の活性化と再生、そして市の基本的な将来構想やまちづくりの方針と整合性をとりながら進めてこられたと思います。これらの基本計画をもとに、市の地域公共交通会議の議を経て、今回のコミュニティバス運行もでき上がった一つだろうとこのように思っております。

そうした経過の中で、当初計画と現在の進捗状況が十分マッチをされてきたものと思われませんが、その経過や進め方、内容についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市地域公共交通網形成計画につきましては、約1年に及び南国市地域公共交通会及びその内部に設置をしました分科会での協議を経まして、昨年7月に策定をいたしました。平成30年度から令和4年までの5カ年の計画期間におきましては、地域公共交通の維持、確保、利用促進に関する14の事業を掲げ、計画1年目となる昨年10月には、利用者の減少したバス路線への乗り合いタクシー2路線の導入、また乗務員不足に対応するための市内4路線の3路線への組みかえ変更を計画に掲げる事業として実施をいたしましたところでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次は、4点目は、10月スタートの南国市コミュニティバスについてであります。

運行路線と運行受託事業者についてでありますけれども、当初の計画どおり4路線運行ができるのでしょうか。そして、事業者との運行や管理メンテナンス、乗務員確保などさまざまな受託契約は明確に結ばれておると思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 南国市コミュニティバスの運行につきましては、年間約5万人の市民が利用する市内バス路線からのときでん交通の退出を受けまして、行政として市民の日常の移動手段を確保するという見地から、市が主体となって運行方法を計画し、全4路線の運行を事業者へ委託するという方式で準備を進めておるところです。

運転手不足を要因として路線運行ができないという状況からの準備開始でありましたので、制度設計におきましては、市が運行車両を購入し、運行を受託者に貸与することなど、運転手確保と事業者の参入の門戸を広げることに最大限配慮をして取り組んでまいりました。

特に、各路線を運行する車両につきましては、過去の利用状況と公共交通に関する本市の将来展望を踏まえまして、可能な限り運転手確保が容易となるよう、普通免許で運転可能な10人乗りワゴン車、普通免許の限定解除の方法でも取得が可能である中型免許で運転可能な小型路線バス車両を導入することを予定しております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

受託契約のことについても触れられましたけれども、今回、市で車両を構えて受託者に貸与をする運行方式をとっていくわけですが、運行受託業者との委託契約は明確にされておると思います。バスの留置のほうはどういうふうになるのか、あるいは運行上での待機場所、後免町駅を中心になるわけですが、折り返し場所、医大とかJA病院が入るわけですが、そうした面。それから車検時等、それから日常的なメンテナンスなど少し細かいですが、こうしたことも委託契約内容について決されておると思いますけれども、わかる範囲でお答えください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 事業者との委託契約の内容につきましては、2つの事業者のほうと今、詳細のほうを詰めております。

まず、車両の待機場所につきましては、受託をいただきました事業者のほうで用意をしていただくという契約にしております。ただ、そちらに関する借地料等が発生する場合については、そちらの分については市のほうで負担をするという内容でございます。

あと、車両のメンテナンス関係でございますけれども、車検とか1年点検というような点検については、日常の業務で受託を受けた事業者のほうで、点検のほうはディーラーなり会社のほうへ持って行ってメンテナンスをしてもらうという内容になります。ただし、その費用につきましては、市のほうで負担するというような役割分担をしております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

少し通告の範囲を超えた形で質問をさせていただきました。

次に、運賃の適正化は、競合路線も含めてうまく設定をできたのでしょうか。そして、運行路線とダイヤ本数についてもお示しをいただきたいと思います。また、空白エリアの解消策、先ほど高木議員の質問の中にもあったわけですが、改めてその件についてお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスの運行ダイヤとしましては、現在3路線で運行する市内路線を4路線としまして、乗務員不足の中にあっても市民の皆様の利便性を少しでも向上すべく、各路線の運行便数を1から2往復増便して運行することを予定しております。

公共交通の空白地の対策としましては、コミュニティバス導入に伴う路線再編に当たりまして、南国市立地適正化計画において、集落拠点として定める全てのエリアへの公共交通路線の運行を実現をすることとしております。具体的には、先ほど高木議員さんのほうの質問にもお答えをしましたが、岡豊地区、岩村地区集落拠点に新規経路を設定をいたします。また、地元から要望も行いました、医療センターから十市経由をして後免町に入る路線について緑ヶ丘方面への経路の新設、また高知医大～久枝線につきましては旧春野～赤岡線区間の運行も予定をしておるところでございます。

残る公共交通空白地にお住まいの方への移動の保障につきましても、今後、福祉などのほかの行政分野における支援策等も参考にしまして、また検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、運行車両の確保の件なんですけれども、とさでん交通からの譲渡の予備車両もこれから決まるようなんですけれども、路線別での配車計画はどのように組み立てが図られてきたのでしょうか、お聞かせください。路線によっては、10人乗りワゴン車では対応が困難な路線もあろうかと思いますが、そのあたりについてはいかがなものでしょうか。小型マイクロバスで、先ほど高木議員の質問にもあったんですけれども、ボディーカラーの使用は製造メーカーの専用の場合もあって、ラッピングがうまくできるのかどうかという話もあったわけなんですけれども、宣伝効果を生む活用はさまざまに取り組んでいかれると思いますが、そ

の点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

南国市としても、市が運行車両を用意をして、これを運行事業者に貸与をする運行方式ですので、新しい制度の導入ですので、注目も当然浴びることだろうと思います。宣伝効果を高めるためにも愛称を設ける、先ほどの答弁で募集をするということでしたので、親近感もより生まれてくると思いますし、我が町のコミュニティバスという意識づけも図られていくのだろうと思います。例えば、元気号であったり、まほろば号、あるいはヤマモモ号とかオナガドリ号とか、地域とバスと市民を結びつける、これも募集ということでしたけれども、そういうこともあるかと思いますが、改めてまたそのあたりお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 運行車両につきましては、各路線の利用状況、また関連法の規制、運転手不足の状況や将来展望を加味した上で、4路線のうち、高知医大～久枝線、前浜～J A高知病院線、この2路線につきましては定員26名の車椅子対応の低床路線バス車両を準備をするように計画をしております。また、前浜～J A高知病院線、医療センター～十市～後免町線につきましては店員10名のワゴン型の普通車両を配置する予定としております。

また、各運行車両へのラッピングにつきましては計画をしております、この7月の広報にはコミュニティバスの愛称募集ということで実施をするようにいたしております。

当然これから10月から新しい市のコミュニティバスとして走るわけでございますので、市民に親しまれる、また利用していただける市内路線バスとしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、若干重複もするわけですが、住民ニーズ、利用者のニーズに答えられるものになっているのでしょうかという思いと、利便性向上をより図っていかなくてはなりません。そうした意味でフリー乗降のエリアも現在あるわけですが、その拡大、それから障害者対応、バリアフリーの推進で車椅子対応の話もありましたけれども、そのあたりについてもいま一度お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） バス停でない場所でも乗降が可能なフリー乗降につきましては、昨年10月より、予約型医大病院乗り合いタクシー、2路線で全区間において実施をしております。また、高知医大～久枝線の旧春野赤岡線区間におきましてはフリー乗降を継続して実

施をすることとしております。

公共交通のバリアフリー化につきましては、コミュニティバスにおいて導入します小型バス車両について低床のノンステップ型を採用することとしておりまして、高齢者の乗りおりが安全に行えるようにし、道路事情により対象バス停が限られるという現状ではございますけれども、車椅子での乗降を可能とするスロープを備えることとしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれお答えをいただきましたが、全てのエリアを網羅するということは大変難しいこととも存じます。やはり、住民のニーズからしますと、先ほども出たわけですが、空港あるいは十市緑ヶ丘団地からの中心市街地、役所、JA病院等への便がやっぱり一番地域住民からしても要望が高いと思われれます。先ほどの答弁にもありましたように利便性の工夫が見られておりますし、さらに乗りやすい、利用しやすいものへと努力を望みたいと思います。

次に、8点目はフィーダー運行といいますか、JR線、なはり線、路面電車、さらには既存のバス路線との乗り継ぎや連続性というのも非常に大切なわけですが、この点についてはどういってお考えなのでしょうか。お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） このたび導入しますコミュニティバスにつきましては、4路線全てが後免町駅に接続することとなっております。また、JR後免駅にも2路線が接続をいたします。毎年10月に改定されます公共交通機関のダイヤ改正に合わせて、このJRや路面電車、ごめん・なはり線などへの乗り継ぎの利用の利便性を最大限考慮した運行時間の調整を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 最後に、10月運行開始のコミュニティバス。長い歴史の中で、とさでん交通の民間運行経営から市独自の自主路線へと転換をするわけであります。

一面、手探りのスタートとも言えるんじゃないかと思います。利用者や住民ニーズに合った運行形態として認知をされるのか、不安面も大きいのではないのでしょうか。自主運行での採算性の問題、市バスとしての安全運行、そして経営戦略など、多くの課題を抱えてのスタートということも言えます。今後の見直しも含めて、次につなげていけるコミュニティバスとしての課題やこれからの方向性について少しお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスの運行に当たりましては、行政が実施する事業としまして、運行の効率性や利便性の確保は当然求められる視点でございます。将来にわたって市民の移動手段を確保していくことにもこれからは重きを置きまして、今後とも南国市地域公共交通会議における協議に基づきまして検証と見直しを重ねてまいりたいと思います。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） それぞれお答えもいただきました。

先ほど、高木議員はたすきのかげかえだけではだめだと、それから検証の上にとって再編につなげていくと、このようにも述べられました。住民のニーズ、利用者のニーズを掘り起こしていきながら、利便性の拡大、拡充への取り組みを常に進めていかなければならないと思います。特に高齢者や弱者、障害者、そして通学者含めた対策の視点もとても重要だと思われま

す。先にも述べましたように、公共交通に対する潜在的なニーズの把握にも努めていただき、特に車を運転しない、車に乗れない、そして今、運転免許証を返納される方も大変ふえてきたと思います。こうした交通の弱者といわれる人々の移動の需要に応えていくことが公共交通の果たす大きな役割であることをしっかり認識をしていただいて、日ごろより常に取り組みを高めていただきたい、進めていきたいとこのように思います。ありがとうございました。

続いて、会計年度任用職員制度についてお伺いをいたします。

少子・高齢社会の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化への対応の中で勤務形態としても多様な働き方が求められている現状になりました。非正規職員の総数は全国的に見てもふえ続けている状況にあります。

南国市においても例外ではありません。臨時職員やパート、短時間勤務者を見ますと300人以上の人が雇用をされています。保育の分野を初め、教育、福祉、子育て、さまざまな部署で活躍をされており、現状で見ましても地方行政の重要な担い手となっていることも事実であります。

しかしながら、臨時非常勤職員については採用の方法、サービスの規程など法律上に明記をされていない部分が多くあります。これらの制度上の課題を解消するために、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正をされて、非正規職員の処遇改善を図っていくことが今進められているわけでありま

す。それが今回の会計年度任用職員制度であります。

まず、この制度の趣旨や最大の目的等についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 会計年度任用職員制度につきましては、3月議会でも今西議

員からも御質問にお答えしましたので重複するところもございますけれども、会計年度任用職員の趣旨につきましては、地方公共団体においては任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営を原則とはしておりますが、御指摘のありました少子・高齢化の進行、あるいは行政事業の多様化などの社会情勢の変化への対応と勤務形態として多様な働き方が求められているという実情から、臨時非常勤職員もさまざまな分野、勤務形態で任用しているという実態がございます。しかしながら、そういった臨時非常勤職員につきまして採用の方法や服務規程などが法律上明確に定められていないということで、それらの制度上の課題を解消するために会計年度任用職員という新たな職を設けるというような内容で法律改正が行われたわけでございます。

会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員は地方公務員法上の一般職に適用される各諸規定が適用されることとなります。一般職は大きく分けまして、任期の定めのない常勤職員、いわゆる私たちのような一般の正規職員と任期付職員、そして臨時非常勤職員に分類されます。この今回の制度改正では臨時非常勤職員の任用の明確化、適正化が求められておりまして、個々具体の職の設定に当たって、つけようとする職の職務内容、勤務形態等に応じて3つの分類のいずれかが適当かを検討した上で、常勤職員、任期付職員、それらが適当でないと判断された職につく者を会計年度任用職員にするというものでございます。

また、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員について、その対象となる職の要件が厳格化されて、改正地方公務員法第3条第3項第3号に規定された特別職非常勤職員、また、同法第22条第2項及び第5項に規定された臨時的任用職員以外が今回の会計年度任用職員となるとされております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 法に基づく丁寧な御答弁をいただきました。

次に、地方公務員の臨時非常勤職員について、一会計年度の範囲内での任用になるわけでありまして、制度が明確化もされますし、これの定義についてはどのようにうたわれておりますか。お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 定義でございますけれども、先ほど申し上げましたように職務の内容、勤務形態に応じて検討して、常勤職員か任期付職員で適当でないと判断した場合に会計年度任用職員として任用するということでございます。あとは、特別職非常勤職員か臨時的任用職員にということ以外が会計年度任用職員になるということでございます。重複になり

ますけれども、こういった内容でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、募集、選考の実施についてでありますけれども、地方公務員法及びこの会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル、いわゆる膨大な総務省マニュアルが示されておると思いますが、募集は原則公募で進めていくということになっておると思うんですけれども、募集や選考についていかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 選考につきましては、競争試験または客観的な能力の実証を行うとされております。ただ、常勤職員と異なって、競争試験によらず、選考の方法といたしましては面接や書類選考でもよいとされておりますので、そういった形で選考することになると思っております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、任用と任期についてでございますけれども、任用は募集して選考した結果であろうと思えますし、任期は会計年度の範囲内というふうに設定されていますのでこのとおりだと思うんですけれども、そこで少し任期の終了後、中断あるいは空白期間を置くことなく、引き続き任用されることは可能に今回なるのでしょうか。

それから、条件つき採用の実施はどのような対応となるのか。この点について少しお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 引き続きの任用ということは可能でございます。ただ、再度の任用といたしましても、あくまでも新たな任用という形で取り扱うということになっております。

条件つき期間といたしましては、一月とされております。短時間、パート勤務の場合には時間数によって15日とされる場合もございます。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、給与、報酬等の設定についてでありますけれども、フルタイム、パートタイム、短時間など、さまざまな職場と職域があろうと思えます。月額、日額、時間額、支給もいろいろあろうかと思えますけれども、基本的な考え方なり、見解についてお示してください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 給料等でございますけれども、いわゆる給付するものにつきましては職務給の原則、それから均衡の原則などに基づいて適切に、適正に支給することとされております。具体的にはフルタイムの会計年度任用職員については給料、旅費及び一定の手当の支給が可能になるとされております。また、パートタイムの会計年度任用職員につきましては給料ではなく報酬という形で、費用弁償及び期末手当が支給対象とされております。

その水準でございますが、職務給の原則ということ、それから均衡の原則ということに基づきまして、フルタイムにつきましては類似する職務の常勤職員の属する職務の級の初号の給料月額を基礎として、その職務内容や責任、必要な知識、技術、経験などを考慮して定めるとされております。パートタイムについても同様の考え方になってきます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 詳しく御答弁をいただきました。

次に、手当というか、期末手当、通勤手当、退職手当など、諸手当についても南国市は既に一部支給をされている部分もあるやに伺っております。制度改正に当たり、今後どう反映をされていくのか。原則論で構いません。お考えと現況についてお答えください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 諸手当につきましては、期末手当もありますけれども、まず、労働基準法の規定に基づいて支給される時間外勤務手当は当然のことでございます。そのほかにつきましては通勤手当、期末手当、退職手当、そして特殊勤務手当などの職務給的な手当が支給できるとされております。その他の手当は支給しないこととされております。

ここで、期末手当についてでございますが、6カ月以上を目安とすることなどの条件がございます。また、退職手当については勤務した日が18日以上の方が引き続き6月を超えるに至った場合とされております。

なお、パートタイムにつきましては、通勤手当に当たる部分を費用弁償で支給するとされております。期末手当については考え方はフルタイムと同様でございますが、勤務時間数によって対象とならないという場合がございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、有給、育児休業、介護休業等の休暇制度についてはいかがなものでしょうか。さまざまな条件と要件がこれにはあろうかと思っておりますけれども、先ほどもお答えがあったと思います

けれども、南国市でも労使間においては労協中心にしながら基本原則が一番遵守されて、そういう立場に立って今日まで物事も進めて労使関係においても進めてこられたと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 休暇制度につきましては、会計年度任用職員は労働基準法が適用されるということでございますので、労基法に規定されている休暇は制度化しなければならないと。すなわち、年次有給休暇、それからそのほかでは公民権行使の保障とか、産前産後休業、育児時間、生理休暇などでございます。そのほか、育児休業や短期の介護休暇、子供の看護休暇などについて一定の条件を満たす者には適用することとなっております。ただし、有給休暇となりますと、年休と公民権の行使、それから災害への出勤困難などでございますが、産前産後や育児時間、生理休暇なんかは無給とされております。このあたりは現状が南国市とは違っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 休暇制度についてお答えをいただいたわけですがけれども、有給あるいは特別の休暇等についてはまだまだ無給の部分があるというお答えでしたけれども、これからの協議の中でいろんな角度でより恵まれた処遇改善に踏み込んでもいただきたいと思います。

次に、職場と業務内容により、さまざまな対応を当然図っていかなくてはならないと思えますけれども、勤務時間等についての対応はいかなるものでしょうか。この点について少しお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 勤務時間につきましては、今回の会計年度任用職員の導入に当たって、大前提となってきます職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定するという事にされております。具体的にはフルタイムになるのか、パートタイムになるのかというのはそれぞれの職務を精査して決めていくということになってまいります。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、今回の法改正により、第一は身分の整備と保障、雇用など労働条件の確立、そして何といたしましても処遇改善であろうかと思えます。そうした中で正規職員との均衡を求めるものであろうかと思えます。改正法の趣旨を踏まえた制度設計が望まれるわけでありませう。

そこには、多額と申しますか、財政措置がやっぱり必要となりますし、原資も含めて人件費

に係る試算もされているんじゃないかと思えますけれども、そのあたり率直にお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 人件費につきましては、かっちり精査したものではありませんけれども、現状の臨時非常勤職員の配置に基づいて試算いたしましたところ、本当に大ざっぱでございますけれども、新たな手当も発生しますので、そういった考えで1億6,000万円ほどの増という試算が出ております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

財政といいますか、財源の試算では非常に制度改正でありますし、処遇の改善、正職員と同等のという部分が根幹にありますので、総務課長の答弁では単純といいますか、試算をしたら1億6,000万円くらいの人件費に相当するということでもあります。こういう面で人件費も一定交付税措置にもなつてこようかと思えますけれども、当然一財で投入する、賄うという部分が発生をしてくるわけですが、そういう財政面から見た財政確保は努力もしていただかなくてはなりませんけれども、その方策や手だてについて、財政課としての思いなり、見解はいかがでしょうか、財政課長。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今西議員さんがおっしゃられたとおり、交付税、地方財政計画の中に給与等関係費も計上されております。

本年6月、先日まとめられた総務省の諮問機関である地方財政審議会の地方財政改革に関する意見書では、この会計年度任用職員制度導入への対応など、必要な歳出を地方財政計画に計上するよう提言がなされております。

こうしたことから、来年度、会計年度任用職員制度が始まりますと、当然交付税措置はされるというふうには認識しております。しかしながら、全額、その1億6,000万円、それがそのまま交付税として上がるということにはなかなか、なること自体は難しいということは考えております。

このため、本年度から時間外勤務の上限規制、こういったものを取り組み始めております。今後は全庁的に事務の見直し等により、時間外手当の縮減等を図り、総人件費はできるだけ上がらないような形で何とか乗り切っていかなければならないというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

一番キーポイントになるのはこういうところであろうかと思います。1億6,000万円という試算の中でこれから動いていくわけですが、先ほど総人件費という枠内というわけではないんですけれども、その言葉が先ほど財政課長の中から出てきたわけですが、このことになったらどうしても、いわゆる使途の問題、財源をどう生み出していくかということになってきますと市政運営の根幹や住民福祉の観点からは逆行する、後退をするというニュアンスも感じますので、そういう部分を払拭していただいて、来年の部分については雇いどめや雇用調整あるいは人減らしになって行政運営が滞るわけではないと思いますけれども、そういう負担を正職員にも与えない、そういう展望でものを進めていただきたいと思います。

それでは最後に、職員団体への提案と交渉等についてですけれども、聞くところによれば、5月末には県職員労組の関係では一定合意に達したというお話も伺っております。これらが一つのベースにはなろうかと思われまますが、今、先ほどの私の質問が労使関係の域のような話もあったわけですが、当局としては一つの方針もお持ちになっておられるかもしれませんが、法制度、先ほども申しましたように制度改正の趣旨に沿って英断を下されていくことが一番大事だと思いますので、労使交渉とこれからこれを本当に来年に向けて動かしていくには、条例化をしてその道筋をきっちりつけていかななくてはならないと思います。その点についての展望、お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 職員団体への対応につきましては、当然勤務条件にかかわってまいりますので、市としての制度設計案ができましたら、職員団体のほうに提示いたしまして協議を進めていきたいと考えております。その上で、条例案を作成していきたいというふう考えております。

条例化へ向けての展望ということでございますけれども、3月議会で、早ければ9月議会、遅くとも12月議会とお答えいたしておりますけれども、先ほど今西議員さんからありましたように、県のほうが5月末あたりぐらいで案が決定したというような情報も入っております。それを参考にさしていただきながら、他市の動向も注視して、均衡を図りながら本市の案を決定していきたいと考えておりますので、職員団体との協議の時間も含めると9月議会の上程はなかなか難しい時期になってきたかなと考えております。いずれにしましても、最大におくられても12月議会には条例化しなければならないと考えております。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 総務課長から、あるいは財政課長のほうから、それぞれ見解も含めてお考えとお答えをいただきました。

当局の提案と労使交渉がスムーズに展開をして進められていき、2020年4月にはこの制度が南国市としても、働く皆さんとともにきっちりスタートできるように会計年度における任用職員制度に仕上げていただきたいと思います。

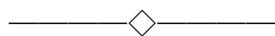
以上でこの任用職員制度については終わります。

次に、3項目の夜間中学の開設について質問に移ります。

戦後の夜間中学は、1947年10月1日、大阪市立生野第二中学校の夕間学級として始まりました。それは歴史的、社会的、経済的な事情で学齢時に義務教育を保障されなかった人がその留保していた学校教育を受ける権利を行使をする場として存在をしてきました。夜間中学は年齢に関係なく学校教育を保障する制度で、世界にも例がないようであります。この制度は法律に基づいて生まれたものではなく、市民の運動により、制度化をされたものであります。主に大阪市で夜間中学が生まれてきたと言っても過言ではありません。まず、夜間中学の50年、70年の歩み、歴史についての所感をお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 10分間休憩をいたします。

午後2時58分 休憩



午後3時11分 再開

○議長（岡崎純男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今西議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（竹内信人） 今西議員さんの質問にお答えをします。

先ほど、1947年、生野から夜間中学校がスタートしたということですので、もうかれこれ七十数年を経て現在に至っているということです。この夜間中学校というのは、戦後の混乱期中で生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代当初に中学校に付設された学級で、今西議員さんもおっしゃいましたように、市民の運動により制度化されたものです。そして、この昭和30年ごろには設置数が約80校ぐらいあったというふう聞いておりますので、その後就学援助策の充実とか、社会情勢の変化に伴いまして次第に減少してっております。

そのような中で、近年、平成28年12月に成立した法律によりまして、全ての地方公共団体に

夜間中学校における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられました。さらには、昨年には第3期教育基本計画等を踏まえた夜間中学校等の設置、充実に向けた取り組みの一層の推進について文科省から各都道府県教育委員会等に周知がなされております。平成29年度時点では、8都府県25市区で31校が設置をされておるといことです。

さまざまな事情や理由によりまして、学校教育を受けることができなかつた方の学び直しの機会として、学ぶ意欲のある方の学びを保障する取り組みとして大変意義深いものであるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

続きますと、2点目は、教育長答弁にもありましたけれども、2016年12月7日に教育機会確保法、いわゆる義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というのが成立をして、12月14日に公布をされてきました。

学校以外の教育機会を確保する施策を、国と自治体の責務として必要な財政支援に努めるよう求める法律で、夜間中学も学校以外の教育機会と位置づけられ、全ての地方公共団体は夜間中学等における就学の機会の提供等の必要な措置を講ずると規定をされました。夜間中学を教育法に位置づけることは先駆者にとっては本当に悲願でもありました。まだまだ十分ではなく、課題もたくさんあるかと思えますけれども、夜間中学の意義と果たす役割について、関連もしますけれどもお尋ねをいたします。

○議長（岡崎純男） 教育長。

○教育長（竹内信人） 先ほどの答弁と重なるところもあるかもしれませんが、学齢期に就学することができなかつた、それから実質的な学校教育を享受できなかつた方々、それから不登校など、さまざまな事情から十分に教育を受けることができなかつた方、外国籍の方、親による虐待とか無戸籍といいますか、複雑な家庭事情によって教育が受けられなかつた、こういった教育の手を差し伸べる必要がある方々に手が入るとするのは非常に意義深いものであるというふうに思います。

ただ、今回の幾つかの法律によって、今、学校教育外で起こっている課題全て解決できているかということ、そうでもないというふうに思います。例えば、地域にあります日本語教室でありますとか、識字学級なんかもそうであると思えますし、また障害者とか生活困窮者の生活自立支援とか、学習支援、こういった全体を包括的に考えていくべき法整備への一里塚といいますか、そういったことにつながっていくのではないかと期待も含めて、現在思っております。

ころでございます。以上です。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育長に答弁をいただきました。

今、全国で31、ことしになって2校がふえたと思うんですけれども、これから夜間中学を進めていく中の一里塚の一つの過程というような表現もされたわけですが、なお取り組みの強化もお願いをしたいと思います。

次、3点目ですが、県教育委員会事務局では小中学校課を中心に県、市民の皆さんに夜間中学の様子やあり方を知ってもらうために、県下でずっと体験学校を開催をしているところであります。

4月24日の水曜日には、第7回目として南国市の鳶ヶ池中学校で行われました。当日は多分大勢の生徒というか体験学校に参加をされていると思って私も期待をして学校に出向きましたけれども、スタッフ、県教の皆さんを中心に教育関係者の研修の目的を含めて、先生方が多くて、逆にびっくりをした次第なんですけれども。この間の南国市の体験学校を終えての感想なり、今後につなげていこうとする取り組み等についてお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 去る4月24日、鳶ヶ池中学校におきまして、夜間中学校を開催いたしました。今西議員にも御家族で御参加をいただきまして本当にありがとうございました。

今西議員からもお話がありましたように、これは県教育委員会の主催としまして、県内20会場の一つとして実施をしたものでございます。当日は先ほど申し上げましたように、市議会からは今西議員、植田議員を初め、民生児童委員の方々や地域の方々8名と学校管理職8名並びに南国市の教育委員会事務局を初め、保健センターからも職員など参加していただきまして、約10名ですが、そして県教育委員会の事務局も多数おいでいただきました。

私も、今西議員の参加してくださった授業を横から見せていただいておりますが、特に国語の俳句の授業がありましたが、非常に参加の皆様が感性豊かに思い思いの表現を生き生きと発表される姿を見まして、学ぶ喜び、そして楽しさを十分に体験されたのではないかという感想も持ちました。まさに、その参加された皆さんのそうした姿を見まして、夜間中学校の開設の意義や役割というのは非常に大きいのではないかという感想を持ちました。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。ありがとうございます。

先ほど、教育次長のほうからお答えがあったわけですが、当日は生徒といいますか、私を含めて8名だったんですけれども、カリキュラムをきっちり構えてくれましたし、それが時間割りになるわけですが、理科の時間は理科の楽しさを味わうということで、物理というか重力というか、そういう学習でした。そして、国語は教育次長も言いましたように言葉を感じて味わうという俳句の授業でもあったわけですが、私も何十年ぶりに学校の教室の雰囲気というのを味わって、うれしく楽しく感じたところでございます。

2016年12月14日の公布の教育機会確保法によって、最低1県に1校の夜間中学の開設が義務づけられました。学びの場としての2021年の開校へ今進めているわけですが、そこに向けての展望なり、道筋を少しお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 高知県教育委員会では、本年度10月に県としてまず検討委員会を立ち上げて協議を行い、令和2年度より、夜間中学の生徒の募集を開始し始め、翌令和3年度に開校する方向であると伺っております。そのため、先ほど申し上げましたように、夜間中学校の体験学校を県内各地で行い、これは昨年度から県内20会場を開催するようにしております。こうした体験学校を通して、開設のための参加者の状況やニーズの把握に努めているということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

一応、タイムスケジュールも含めてお聞かせをいただきましたけれども、この間の4月24日の南国市鳶ヶ池中学校の体験学校には本当に必要にされている人々が来ていなかったのではないかと。生徒の8名の紹介もあったわけですが、それには事前の取り組み、周知徹底、呼びかけのあり方、こうしたものが少し取り組み不足ではなかったかのように私は考えております。その辺についてお答えください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今西議員御指摘のとおり、8名の一般の方からの御参加ということでしたので、決して周知が徹底していたかと言われればおっしゃるとおりまだまだ周知、広報不足であったということは正直考えております。

私どもが行いました周知方法ですが、まず、夜間中学を体験してみませんかという御案内を「広報なんこく」の3月号に掲載をいたしまして、市民の皆様に広報をさせていただき

ました。その後、南国市社会福祉協議会及び民生児童委員の代表の皆様はこの「広報なんこく」とともに夜間中学校の体験の紹介、こういった内容で行うかもお伝えをいたしました。そして、さらに民生児童委員の方から地域の各民生児童委員の皆様にご紹介いただいたりしながら、民生児童委員さんのお力をかりて地域に広げていただいたということでございます。

また、南国市の国際交流協会にも連絡をいたしまして、日本語を学ばれている市内在住の外国人の方もお誘いをしようと思いましたが、ちょうどその日は国際交流協会主催の日本語講座と日程が重なっており、残念ながら参加はできませんでした。

さらに、教育委員会からはチラシを約4,000枚いただきまして、これを福祉協議会、それから全公民館、そして小中学校の家庭数に配布をいたしましたというのが取り組みの現状でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 取り組みの周知徹底についてお答えもいただきましたけれども、さまざまな角度で取り組んでこられたことはよくわかったんですけども、まだ浸透が十分にされていないという思いもあるんですけども。本当に学びの場として夜間中学校を望んでいる方がたくさんというか、おいでるはずだと思います。そこで、掘り起こしとそのニーズにどう答えていくのかという点に立って、その施策、手だて等についてはどのようにお考えですかね。お聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の掘り起こしとニーズにどう答えていくのかということですが、まずは県が令和3年度に向けての開設に向けて取り組んでおりますので、これは引き続き連携をいたしまして全面的に協力をしていくという体制で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

南国市教育委員会の事務局としましては、当然高知県教育委員会との連携を図ることももちろんですけども、庁内の各関係課や社会福祉協議会、それから国際交流協会等にも御相談と御協力をいただきまして、掘り起こしやニーズなどさまざまな情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

南国市でも、最近ちょっと識字学級というのは多分開かれていないのではないのでしょうか。潜在的に夜間中学を希望する方々はたくさんいると思われれます。今後そういうニーズ調査とい

いますか、そういうアンケートも含めて、そういう取り組みもするべきではないかとも思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まず、事務局としましては現時点では希望人数等の把握はできておりませんが、国のほうでは平成22年に国勢調査が行われておりまして、当時南国市では9名の未就学児童がいるとの調査結果が出ておりまして、国はそうした背景をもとに夜間中学校の設置を推進しているものではないかと考えております。

今西議員おっしゃるとおり、学び直しをしたいという希望者はまだまだ私どもが把握できていない中ではいらっしゃると思いますので、先ほども少し申し上げましたが、関係機関と連携を図りながら、広報及び情報収集に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 夜間中学開設運動を支えた理念は、憲法に明記をされた学習権を保障させるという権利思想であります。夜間中学開設運動は、基本的人権の一つでもあります学習権の保障の実現を求める市民運動として取り組まれてきました。

教師が生徒と一緒に学び、考える、そんな学校。生徒の生きざまを土台に教育を組み立て、それぞれの問題解決につなげていく役割が夜間中学校であろうかと思えます。

関西夜間中学の運動50年という、一つの区切りと歴史で、この間本も出されたんですけども、本当に学ぶたびに悔しい思いをする、しかし学ぶたびにうれしさがいっぱい込み上げてくる、湧いてくるというのは本音であつたらうし、本心であつたと思えます。そうした観点に立って、生きる、闘う、学ぶ、そうした脈々とした思いが受け継がれてきた夜間中学の心と申しますか、思想に沿って今日まで来たと思えます。こういう観点に立って高知での開設、一応、今先ほど目標年次も示されましたが、改めてそこらあたりの所信なり、決意をお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど、今西議員おっしゃいました、御紹介いただきました図書は私まだ拝読しておりませんので、十分な御回答にはならないかも知れませんが、本市では1971年、昭和46年10月26日、高知県で2番目となる野中識字学級が、その2年後には前浜識字学級が誕生いたしました。平成13年度末に地対財特法が失効したことを受けまして、平成14年度からは学級を広く市民や外国人に広げ、識字学級はさまざまな理由により、基礎学力を身につける機会のなかった方々の学習の学びとなってきたことは承知をしております。

南国市におけるそうした学習の機会を奪われてきた方に寄り添った支援の歴史を基盤に、そして、先ほどお話がありました大阪の夜間中学校における思いも受けとめながら、県立の夜間中学校の開設に向けまして、南国市教育委員会としましても全面的に協力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育次長の決意を伺うことができました。

国や文科省の狙いと動きは、一つは夜間中学校を社会教育の範囲であるということ強く主張していることも事実であります。しかし、夜間中学を学校教育法に位置づける、そして立法化するという動きも大きくうねりとして提起もされながら来ている現状にもあるわけです。

今後進めていく上で、南国市にも夜間中学を開設をする思い、お考えはいかがなものでしょうか。率直なお気持ちをお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まずは、夜間中学校の学校教育法の位置づけにつきましては、今後も国の動向等に注視してまいりたいというふうに考えております。

また、夜間中学校の南国市への開設ということでございますが、先ほど申し上げましたように、まずは高知県教育委員会が令和3年度に高知市に開校を目指しているということでございますので、その開設に向けましても南国市教育委員会としても先ほども申し上げましたが、全面的に協力をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 今西議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

夜間中学の設置は、冒頭にも申しましたように、各県最低1校と位置づけられて今度スタートしたわけですがけれども、多分高知市を中心に最初は開校スタートにはなろうかと思えますけれども、先ほど受け皿というか、希望する方が8名というお話も出たんですけれども。これがやがて近い将来だんだん進んでいきますと、当然高知市の1校だけでは対応ができない、あるいは入校希望者もふえても来られると思えますので、そうしたことも含め合わせて、南国市にも開設をする、開校するぞという強い思いと意思で今後とも取り組んでいただけたらこのように思います。

以上で私の一問一答による一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） 14番小笠原治幸議員。

[14番 小笠原治幸議員発言席]

○14番(小笠原治幸) 14番小笠原でございます。

本日最後の質問となりました。いま一つ、おつき合いのほどをよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をまいります。

まず1問目でございますが、地産地消でございます。

地産地消は、地元でとれたものを地元で消費する、字のごとくでございますが、このことは地元の生産物の経済に非常に大きく関係しており、また食の安全性や食の安心感、学校での食育など、非常に大きなものがございまして、市民の将来にとって大変大事なことでございます。

南国市では、平成21年ですか、同僚の西川潔議員のちょうど農林水産課長のときですが、このときに地産地消の会ができました。それから10年が過ぎ、高知県の産業振興計画とともにそれなりの大きな成果といたしますか、そういうものが出てまいりました。この協議会には学校給食、商工、また生産、消費と4部門の大きな部門がございますけど、参加しております団体、組織は実に60を超える組織、市内のあらゆる組織が参加をしておりますして、例えば、地元のJAであったり、農家であったり、病院であったり、学校であったり、いろんな施設であったり、多くの組織が参加しております。なぜこれだけ多いかといいますと、それぞれの立場で地産地消を進めてまいろうということで、より多くの方に伝えていただくということでこういう大きな組織になっております。

私の今回の質問は、長い間この地産地消の推進協議会に携わってまいりました。この議会でさらにこの地産地消を質問させていただくことによって、さらなる地産地消を願う大きな思いがあつての質問でございます。

まず、最初にお伺いしたいのは農業関係でございまして、学校給食の地場産品の使用割合ですね。当初この会が始まったころ、実に余り地場産品は使われなかったですよ。今、その現状はどのようになっているかということをもまず農林水産課長のほうよりお聞きしたいと思います。

○議長(岡崎純男) 農林水産課長。

○農林水産課長(古田修章) 小笠原議員の御質問にお答えいたします。

学校給食の地場産物の使用割合というところでございますが、地場産の野菜等の農産物につきましては株式会社南国スタイルが平成24年度から自社栽培農産物のほか、南国市産農産物をJAや生産者から仕入れ、市内小学校へ配送し、供給しておりますが、その学校給食の地場産物の使用割合といたしましては平成24年度末時点では13.6%でございましたが、平成30年度末時点では26.28%と約2倍の伸びとなっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうもありがとうございます。

随分地場産品を使われるようになりましたね。国の学校給食の地場産品を使う割合というのは、国は30%ぐらいを目標にしているんですけども、とてもそういうところまでいかないですけど、南国市は結構地場産品が使われてると思います。また、自給率もわずか38%ぐらいですから、非常に日本は先進国でありますけれども、本当に自給率は悪い国であります。

次に、そのお世話をしてくださっております南国スタイルの学校給食への取扱高です。本当に頑張って南国市の農業を支えております南国スタイルでございますが、その取扱高についてお聞きをします。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 南国スタイルの学校給食への取扱金額という御質問でございます。

南国スタイルの学校給食の取扱金額といたしましては、平成24年度が349万8,573円でしたが、平成30年度では715万1,839円とこちらも約2倍の伸びとなっております。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） ありがとうございます。

売り上げも徐々に伸びるとということで、さらに頑張っていたきたいと思います。

次に、学校給食米の供給割合でございます。

小学校では、自校炊飯で中山間のお米を使われておるわけでございますが、また、中学校でも地元のお米を使っているというようなことを聞いておりますが、その給食米の取り扱いの割合、そこをちょっとお聞かせ願います。

○議長（岡崎純男） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 学校給食米の供給割合という御質問でございます。

南国市産米の学校給食への供給につきましては、平成8年に農業委員会の提案をきっかけに取り組みが始まったということでございますけれども、平成9年度に開始されて以来、南国市産としては100%の供給率となっております。

そして、学校給食米の供給量につきましては、平成30年3月末の市内小学校給食では、南国市の中山間地域など北部地域で生産されたお米が使用されておりますけれども、年間の供給量としましては3万700キログラムでございます。また、中学校給食では南国市産の平場米を使用しております、年間の供給量としましては2万991キログラムでございます。以上でございます。

ます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうもありがとうございました。

引き続き、地産地消の教育分野についてお聞きをしたいと思います。

南国市に、食育推進条例ができたのはたしか平成17年だったと思います。南国市は食育の先進県、フロントランナーで、随分視察も来られていました。その中で、小中学校での農業体験、非常に食育に大事な部分でございますが、子供さんたちが例えば種をまき、芽が出て、成長して、花を咲かせ、実を結ぶ。これ感動なんですよ。そういう教育が非常に大事なところですので、学校での取り組みをちょっとお聞かせを願いますか。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まず、平成9年度から、全国に先駆けまして地元上倉、中山間棚田米を学校給食に導入して以降、南国方式と呼ばれる家庭用電気炊飯器を使っての炊きたての御飯の提供を始め、平成11年度からは知育・徳育・体育のど真ん中に食育を位置づけた教育指標を掲げて取り組んでまいりました。現在の教育長もそれを継続されまして、この教育指標は20年余りがたちました今でも、その理念は色あせることがないものと事務局では思っております。

御質問の農業体験につきましては、私もこの南国市の食育のかなめであるというふうに考えております。その必要性は本当に十分に認識しているつもりでございます。その一つが、特に小学校では御承知のとおり、ことしで23回目を迎えましたJA高知県主催の米作り親子セミナーが去る6月6日に久礼田小学校、それから国府小学校、奈路小学校の児童に来ていただきまして、多くの関係者の皆さんとともに田植えを行いました。上倉地区が活気にあふれた時間帯でございました。

各学校とも、そうした南国市としては米作り親子セミナーを大々的に行ってはおりますが、各校とも食育の全体計画の中でさまざまな農業体験を位置づけて、地域の特色、それから地域人材を積極的に生かした取り組みを進めていただいております。

繰り返しにはなりますが、南国市の未来を担う子供たちに農業体験を通して生産者の方々と顔の見える関係づくりを進めるとともに、南国市の豊かな食文化や食の大切さがわかる子供たちに育ってほしいと願っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうもありがとうございました。お話を聞かせていただいて、非常に

心強く思いました。

引き続き、最近、小中学校で朝食をとらない子供さんが非常にふえてるらしいですね。農林省の調べでは、20歳代の男子は4人に1人が朝食を食べない、女子は5人に1人食べない。これ、日本の将来大丈夫でしょうかね。食は要は体、命の源ですので、非常に大事な部分でございますが。最近いろんな事件が起きてますよね。やっぱり規則正しい食事をとって家族とともに食事する、これは非常に大事な部分でございますので、この小中学校では余りないとは思いますが、その割合をちょっとと、その改善方法をちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の朝食の摂取率の件でございますが、南国市全体としては実態調査というのは行ってはございませんが、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しております全国学力・学習状況調査の中の生活実態調査の中で、朝食摂取についての質問項目がございます。南国市第3次食育推進計画にも掲載をしておりますが、喫緊の調査結果ではなく恐縮ではございますが、平成23年度、朝食を食べている小学6年生が90.9%おりました。これに対しまして、平成28年度には89.5%に若干減少しております。合わせて、中学3年生は平成23年度85.1%から平成28年度には83.9%ということで、いずれも割合がこの4年間で減少をしております。

南国市食育推進計画での目標数値は、いずれも100%を目指しておりますので、これは南国市全体で取り組みを強化しなければならないことだと、小笠原議員御指摘のとおり、大きな課題だと認識をしております。

改善方法としましては、保護者への啓発、これはもう継続して行うことはもちろんですが、各学校で朝食を食べていない児童生徒やその保護者に対しまして、個別の面談を実施するという学校もございます。そうした取り組みで改善を個別にお願いしていくということと、高学年や中学生については自分で朝食づくりをできるようにということで、南国市の食育が目指しています児童生徒自身に食の自立を高める取り組み、こうした取り組みも必要であるというふうに考えております。

また、校長会や南国市栄養士部会とも協議しながら、さらには南国市PTA連合会にも御協力を連携を図りながら、朝食摂取率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） ありがとうございます。

やはり、朝食をとらない子供さんがふえておりますよね。そういうところをしっかりと、一番大事な部分でございますので、将来の推進的な面にも大きく影響する、また後から申しますけど健康面にも影響してきますので、どうかさらなる御指導よろしく願いいたします。

引き続き、十市小学校でのスーパー食育スクールですね。これ私、もう本当に感動しました。すばらしいですね。平成27年、28年ごろから取り組んでおりました、私シャモをやっておりますので、その関係でたびたび伺いたんですが、当初子供たちのプレゼンテーション、非常にぎこちない、また言葉も十分なあれはなかったんですけど、この2月でしたかね、18日、知事との対話と実行、これ参加させていただきまして本当にすばしかったですね。

あのプレゼンテーション、48名ですね、子供さんたちがそれぞれ一人一人が発表されて、これ今まで勉強って教わってたんですけど、生徒さんたちはみずから実行されて、そしてよく伝えることができたんですよ。これはもう南国市食育のフロントランナー、1つ食育が前へ進みましたよね。要はメニューの開発から、私たちのシャモ研の出会いとか、一人一人が48名が発表したんですよ。これが教育やなど。教育の原点やなど。ぜひ、ほかの学校の状況もあるかと思いますが、そういうところちょっとお聞かせを願いたいです。

○議長（岡崎純男） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本当に、小笠原議員には側面から十市小学校の御支援をいただき、ありがとうございます。

去る2月18日、尾崎知事による対話と実行座談会におきまして、十市小学校の子供たちがその実践を発表する大変貴重な機会をいただきました。これは先ほど御紹介ありましたように、十市小学校の平成27、28年度の2年間、文部科学省のスーパー食育スクールの指定を受け、取り組んでまいりました十菜シャモあんバリエーションかた麺など、地産地消の取り組みを地域ぐるみで御支援いただきまして、取り組んだ取り組みが高く評価をいただきまして、こうした座談会への参加につながったものというふうに思っております。

当日は、尾崎知事を初め、会場にも御参列の来賓の皆様や関係者の皆様から十市小学校の子供たちのプレゼンテーション、発表に対しまして高い評価をいただきましたし、また、逆にエールもいただきました。子供たちは大変大きな自信と誇りが、私は生まれたものと確信をしております。

南国市教育委員会としましては、これらの取り組みを地域の皆様はもとより、市民の皆様にも広く情報を発信するとともに、校長会、それから栄養士部会、それから学校関係者にも情報提供いたしまして、市内各校で先ほども申し上げましたが、特色ある取り組みを、特色ある地域

の人材の皆様にお力もおかりしながら、それぞれの学校が食育実践が展開できるようにというふうに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうもありがとうございます。さらなる食育を進めていただきたいと思います。

子供さんたちがメニュー化されて、食1グランプリ第9回でしたかね、食1グランプリにも挑戦して、準優勝ですか。それも、子供さんみずからパンフレットをつくったり、呼び込みをしたり、実に立派な小学校6年生でした。また、レストランではメニュー化にされたりして、対話と実行の後、もちろん地元市長もおいでいただいて、いろんなメニューをごちそうになったんですけど、先生方もしっかりと御指導されて随分教育されたと思いますが、さらに子供さんたちがすごかったですね。ぜひこのことをさらに進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、地産地消は非常に健康にいいと思うんですよね。私前から気になってるんですけど、身土不二という昔の言葉あるんですけども、地産地消の言葉が言われる前に結構使われていた言葉なんですけど、地元の食材を一里四方のものを食べていたら健康で過ごせる。また、自分たちが育っている環境、その中で育った産物、このことによって非常に健康になるということを聞いておりますが、何か1つ、地元のものを食べていると健康だよというところで、何かお気づきの点があったらお聞かせを願いたいですが。よろしく申し上げます。

○議長（岡崎純男） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 地産地消という言葉は、昭和56年に農林水産省が進めた地域内食生活向上対策事業から使われるようになりました。地産地消を進めることで地域特性を生かした食生活を築き、地域での健康増進を図ることが目的でした。土地にはその産地に適した作物が育ち、人もその土地で長く暮らしているとその気候に体がなれています。その土地で育った食材を摂取することは、その土地の人の体に合った食べ物をとることであり、地域の人の健康に効果があると考えています。

保健福祉センターでは、南国市第3次食育推進計画の中で基本的な取り組み方針の一つとして地産地消の推進を掲げております。体験活動や生産者との交流を通じて新鮮で安全・安心な地元食材の情報を知り、食の大切さと農林水産業に対して正しい知識を学習して、地産地消を地域に広げている取り組みを引き続き進めてまいります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうもありがとうございます。

私、長く農業に携わってきたもので、非常にそういうところ感じるものでございます。これからどうか皆さん地元のを食べて健康で過ごしていただきたいと思います。

次に、質問は地産地消から市民要望に変わりますが、市民からの皆さんの要望、大変多いですよ。特に建設課、農林水産課、商工とか学校関係、非常にいろんな要望があるわけでございます。前の課長さんも29人になりましたね。たくさんの部署でいろんな要望があるわけですけど、この要望はいわゆる市民の皆さんの要望であって、それが大きな一つの住みやすいまちづくりにもつながっていくわけでございますので要望は絶えないと思いますが、私も実はたくさんの要望がありますけど、なかなか実現ができないところもあります。

直接質問には関係はございませんけど、都市計画道路、随分おくれてできてますよね。駅前開発、どうなるんでしょうね。私の思いは常任委員会で視察なんか行くと、駅前随分道路によって開発されるんですよ。もちろんちょっとした宿泊施設があったり、その1階あたりには小ざれいなスナックがあったりして、非常に今駅前のほうへ道がついておりますけど、心配ですね。そして、商工会のものづくり、駐車場どうでしょうね。道とのアクセスどうでしょうね。そして、たくさんの住民が住んでいる場所なんですよ、一つ大きい公園なんか必要じゃないでしょうかね、いざというときには。それと、きょうも命山の話がありましたけど、震度7、あの山つくって揺れたらどうなるんでしょうね、非常に私も心配なところでよく言ってもらえますけど、反対しゅうわけでもない。崩れないような立派なあれをつくっていただきたいと思います。

今回の質問では余談でございますので、本来の質問はいわゆる公図、赤線、青線です。このことは公図は境、建物の位置とか、その公図の中で赤線、いわゆる農道、そして青線、水路があるわけですし、これ一步間違えば大きな争いになったりするんですよ。今、南国市もそういう裁判をしてると思うんですが。そのことについて非常に今まで経験したことなんですけど、この赤線、青線は法定外公共物であって、いわゆる法律、道路法とか河川法、下水道法、海岸法とかいうその適用がないんですよ。準用もないんですよ。法律としたものはないわけです。このことは登記上は主権が設定されていない公共物であり、条件を満たせばその水路、農道はちょっとしたら寄せることもできる。買い取ることもできる。要は法に定まったものでないからそういうことができるんでしょうね。

この青線、赤線が、その管理状態ですね。今はどうなっているか、ちょっとその赤線、青線の管理状態をお聞かせを願いたいです。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 農道、水路のことですが、国から譲与を受けております。現在は南国市のものになっておりますが、国から譲与を受けた際には公図での移管を受けておりました、延長等につきましては確定したものはございません。また、境界の確定につきましては隣接の所有者からの申請がありましたら、確定場所の隣地の所有者の方や地元の赤線、青線の機能管理をされている方と現地で立会をして判断をするようにしております。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） そうなんですよ。法的な制約というものがなかなかないわけですが、これ、決定は要は地権者、地元の土木の委員さんとか、そういうところで決めていくんですよ。行政が余り立ち入ると非常に大きな問題になるわけですし、これは気をつけなきゃいけない。法律でこうなっておりますので。ちょうど南国市もそういうところで今裁判もあつてますので、よく御理解をいただきたいと思います。

そして、その赤線、青線、結構地元で直してるんですよ、セメント工事とか。地元の資金を使って直したり、また、農地・水・環境で直したりしているんですけど、しっかりと直した構築物、これ地元が管理せんといかんでしょうかね。先ほどは市が管理するという事なんですけど、地元のものなんでしょうかね。ちょっと、そこんとこ聞かしてください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 構築物につきましては、その場所によってそれぞれ管理が違う場合もございますので、現地立会する際には慎重な判断が必要だと考えております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 行政が管理するものでございますので、もし破損したり、道が崩れたりしたら、当然直していただけない。これ、青線の距離、赤線の距離って日本列島の本州を超えるような長さがあると思うんですよ、1,500キロメートルぐらいは軽く超えちゃうと思うんです。と言いますのも、市道が約五百三、四十キロメートルぐらいあるんでしょうかね。はかり知れない距離だと思うんですが、これを管理するのは並大抵でございませぬので、やっぱり地元の方々に御協力を願って維持管理をしていかなきゃいけないものでございます。壊れたときはどうか直してください。よろしくお願ひします。

次に、市道でございます。

要望事項の市道でございますが、長年利用している市道の計画的な補修をお願いをしたいわけでございます。ことし市制60周年。まあ60年も道がたつとりや、えらいぼろぼろになります

よね。南国市の得意な部分は穴があいたらいやす、穴があいたらいやす、ぼこぼこの道です。これ、どれぐらい費用がかかっているんでしょうね。しっかりと計画的にこの60周年を機に、計画を持って直していただきたいと思います。

なかなか、要望書もたくさんあるわけですし、その要望書がしっかりと消化できるように、お金も少々あるじゃないですか。何か7億、8億円ぐらい利益出たいうてこのひいとい聞きましたよ。市長ちょっとそこ頑張って、計画的に直していきますよじゃいか、よろしゅうに。

（「そんなこと言うたちいかん」と呼ぶ者あり）

どうです、60年たったら。ちょこっと突然ですが、市長なんか御意見聞かしてくださいや。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 市道の補修につきましては、御要望に沿って計画的に順番にやっていますところでございます。また、その予算についてということで、どのぐらいにそこを予算を割くかということになっていくかと思いますが、以前からほかの議員さんからも決算の剰余金、繰越金を活用してというような御意見もいただいていたところもございますので、そういったところが活用が可能であるときは今まで補正予算でつけてきたと思います。そういったところを最大限考慮しながらやっているところはございますので、一つそのあたり、財政課のほうで補正予算で組めるのであれば対応していきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 余りはっきりせんところがありますけど、60歳になったらちょっと体も悪うになりますよね。ぜひ、道のほうを計画を持って直していただきたいと思います。

財政課長、お金は何とかなるでしょう。どうですか、一つ何か御意見ないですかね。これ、もう随分長い間議員の皆さんが質問されてきた中で、しっかりやりましようやいか。一つちょっと何か御意見ありましたら聞かしてください。

○議長（岡崎純男） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 市道の維持管理につきましては、私が財政課長になってからも年度の額でいくと以前よりはふやしてはきております。ただ、要望箇所からいくとなかなかそこまでいってないという事実はございますので、本年度は実質収支というか、黒になっておりますので、繰越金が今後9月補正以降におきましても3億数千万円まだ残っております。

今後の補正の内容等は考慮しないといけないんですけれども、できるだけそういった市道関係の予算は計上していきたいとは常々思っておりますので、今後ともよろしく願いたします。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） どうも、感触がありそうでよかったです。また改めて御相談に参ります。60周年を機に、一つ計画的にやろうじゃございませんか。

次に、市道で非常に気になることなんですけど、市民の方からいろいろお頼みもいただいて、道を走りよったら、木が寄ってきて車にがんと当たって傷がいた。これ、いろんな法律があるんですよ。危険物防止法みたいなものがあるんですよ、道路交通の中で。なかなか木がのかないんですよ、横断しても。そんな地元の地権者に相談せいでも、道路へ出ちゅうもんやき、バンと切ったらええと思うんですが。課長どうですか、そんなとこの法律は。ちょっとお聞かせ願います。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 台風時等の通行が不可能な場合とか、緊急の処理が必要な場合には市のほうで処分しておりますが、それ以外の通常時の場合には高齢者の方だとか、近くにどうしても身内さんがいないとかいう場合には建設課のほうで処理をしておるところでございますが、本来、地主様というか管理者様に自己管理の啓発の意味もございまして、また、自分で予定があったのについていうことでのクレームもいただいたこともございまして、とりあえず御連絡をさしていただいてから切るということで今対応しているところでございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） まあ、地権者に相談するというの一番ええことなんですけどね、道路へはみ出ちよったら危険なんですよ。これもう、強制的に切っても構わんと思うんですよ。私んとこの隣のタケノコが生えたら私のものじゃというような感じで、とってもいいんですよ、切ってもいいんですよ。そうしないと車が危ないですよ、観光バスの3,000万円か4,000万円する、さらに1億円するような観光バスあるんですからね。そんなの傷がいたら大変ですよ。これ、傷いたら賠償せんといかんじゃないですかね、道路交通法上、管理が不行きということで。ちょっとそこんとこ聞かしてください。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） その状態にもよりますけども、市に管理瑕疵が明らかにある場合には市が責任を負うということになると思います。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） そうなんですよ。これ気をつけなきゃ、次のそれに関連して賠償というところへいきたいんですけど、道路で車が破損したら、専決案件で弁償していますよね。

車のホイールが、パンクが、へこんだ、こけた何とかいう場合は。幸いにも今は死亡事故、大きな人身事故もないわけであって、これ人身事故の場合にももちろん支払いせんといかんわけであって、課長が払うんですか、南国市が払うんですか。ちょっとそこお聞かせ願いたいと。

○議長（岡崎純男） 建設課長。

○建設課長（西川博由） 管理瑕疵がある場合には、市の責任になると思います。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 大変ですよ。車がへこんで、数万円、10万円ぐらいやったらええですけど、なかなかいろんな死亡事故につながったらえらいことになりますよね。ぜひ、そういうふうな箇所はいち早く解消してそういうことが起こらないように、穴ぼこができるだけあかないように、車が傷まないように、管理のほうよろしゅうをお願いします。

続きまして、3番目の質問、株式会社南国市産業振興機構でございますが、ようございませうかね。

振興機構、前回あれは12月議会ですかね、質問さしていただきました。どうも全然改善をされてないですね、これ。昭和46年でしたか、農業法人西島園芸団地、補助金でできたんですけど、47年にはできた途端、豪雨で流されまして私でも手伝いに行きました。ピーマンの苗から、シシトウの苗から、キュウリなんて全部いかんになって、地域の方が力合わして。あれから46年ぐらいたつんですけど、その間は天皇陛下にメロン献上したり、54年ぐらいですか、農林水産大臣賞をもらったり、すごいやっぱり地元の観光産業、そして雇用の場を保ってきたわけで一時期は6億数千万円上げたことがあるんですよ、今は半減しておりますけれど。南国市もそれを産業振興機構にのって雇用の場と観光の部分を持していこうと機構までつくって支援してきたんですが、これ目的があるんですよ。西島園芸団地救済のための目的があったんですよ。この目的が一つも達成されていないんです。派遣の役員ですかね、派遣して本来長い間やってこられた中で要は経営ができなくなった、その手法と全く同じ手法でやっておるわけで改善できるわけないですよ。

いわゆるリゾート地にするとか、いろんなことが書かれておりますけど、キャンプ場、宿泊施設、農畜産物の直販所、経営管理、こういう目的を掲げて再建しようという思いがあるのに、このことが一つもかかわっていない。これ、西島園芸団地の再建につながらないですよ。

代表者は、社長は市長でございます。市長、何を取り組んでこられました。ちょっとそこんど聞かしていただきたい。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今、小笠原議員がおっしゃっております産業振興機構の目的には、確かに観光農園、牧場レストラン、宿泊施設、キャンプ場、リゾート施設、農畜産物の産直所の経営管理などを営む会社の株を所有することで、当該会社の事業化等を管理することを定めているところでございます。

これは、株式会社西島園芸団地の定款の目的に定められた内容に沿った形になっているというところございまして、この目的についてはあくまで今後、西島園芸団地が実施できる可能性のある業務を網羅して定めたものであるというところでございます。

西島園芸団地については、平成24年度まで赤字が続いてきたという状況であったものが、市が支援に入った平成25年度から29年度までは黒字に転換しており、昨年は赤字となったものの、この間金融機関などからの長期借入金も約3,760万円減少し、債務超過は約1億3,634万4,000円から5,397万5,000円に減少し、一定の改善はしているというところございまして、今まで改善の取り組みっていうことはしてきたと考えております。

その中で、次世代ハウスも建てましたし、マンゴーの栽培もふやしたということもあります。各種イベントもやってきたところございまして、そういうことの結果としてこういった借入金の減少、また債務超過の減少につながっているというところございまして、経営の改善の取り組みが全くなされていないというわけではないと考えております。今後も、なお引き続き経営改善への取り組みをしていかなければならないと考えているところでありまして、以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 市長さん、観光農園といいましたら趣旨があるんですよ。今まではその時代の流れで園芸団地やってこれたんですけど、今の時代は西島園芸団地魅力ないですよ。普通、観光農園と言ったら、自然に触れ合って、また生産物をもぎ取ったり、動物、植物に触れ合って、味わって、こういうところが余りないんですよ。これそういうところを手当てしないと一緒なんですよ。

先ほど、市長からも申しました一時黒字があった。まあ黒字になるでしょう、そりゃ補助金を導入してやっていますからね。だけど、私この黒字のときが1つチャンスやったと思います。何かそういう、平成25年ですか、産業振興機構ができたのは。いつまでもうだくことはできないですよ、幾ら観光産業、雇用の場とはいえ。しかし、その黒字のとき何かしました。本来、例えば、そのときはいろんな企業にアプローチするとか、じゃあちょっと黒字やからそういう有識者に相談するとか、そんなことやってきましたか。ちょっとそこんどこ私は非常に不思議

に思うので聞かしていただきたい。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 西島園芸団地の改善の取り組みの中では、県産業振興センターの6次産業化のアドバイザーによって商品開発であるとか、ディスプレイの見直しについてのアドバイスを継続的にいただいたり、また栽培の専門知識を持たれた方に継続的に指導に来ていただいたりっていう、そういう専門的な方からのアドバイスをいただいて経営改善に当たっておるとい経過はございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 私が言っているのは、このままずっと南国市の産業振興機構が面倒を見るやいうことは許されんことなんです。だから、そういう企業にアプローチしたかというたら、アプローチしてないわけですね。そういうことしないと再建できないがですよ。

例えば、先ほど申したように観光農園の趣旨を持ってそういう企業にアプローチすることが、このことが仕事なんです。そういうことがしてないがですよ。関係者は産業振興機構、南国市何をしたらうねって、派遣役員に高給な700万円ぐらいお払いして、さらに税理士にもお払いして、全部西島園芸団地から捻出してらるんですよ、この経営的にも大変なときに。南国市が株75%持ってますね。彼らは南国市に非常に期待をしておるわけでございます。その中で、いろんな話し合いの中でそういう方向につなげなきゃいけないのをしなかった。これ問題なんですよね。市税を投入してやってるんだから、やっぱり市民の方にも説明ができませんよね。派遣役員、実はこの3月でやめたんですよ。その後どういうふうに、2カ月からたっておるんですが、いわゆるかなめの役員がやめたのにどういうことを手はずしてやっているか、そこちょっと聞かしてください。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 経営に当たっておりました役員の辞任につきましては、辞任の理由としては本人の健康上の理由ということでありまして、やむを得ないものかなと思っております。この後、新しい経営に携わる人材等につきましては現在適当な人材がないということから、社長のほうが経営に当たっております。

現在、適任の方がいないっていうことがありまして、現状で後任の手配がなかなか進んでいない難しい状況にはありますが、西島園芸団地においても後任を探しておるとい状況もありますし、現在、西島園芸団地のほうではこれまで取締役のほうで経営計画を立てておったところを職員のほうが非常に前向きに取り組んでいただいと。観光、栽培など、各部門の職

員がそれぞれ改善に向けた収支計画を職員のほうで立てて、最終的にどういった方向性で進んでいくかっていうことの調整を行うというようなやり方に現在取り組んでおるということを聞いております。

こういった職員一人一人に自覚を持って経営に当たっていただくことで、中の体制が一丸となった取り組みが進む、またこういった取り組みが進むことで新しい提案であるとか、取り組みへとつながるのではないかというふうに、前向きな取り組みが進んでおるというふうに現在考えております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 派遣した役員がやめて2カ月、振興機構によって再建をしようという中で役員がおらんというのは非常に何をやっているんでしょうね、そんなんじゃだめですよ。

やっぱり、やめたらすぐに取りかかって再建のスピードを緩めたらいけません。そのために産業振興機構というものがありますから、何もしない産業振興機構じゃあ、ちょっと市民の方に申しわけない。これ、同僚議員の方も非常に心配しておるんですよ、今回、私以外に2の方が質問されると思いますが、申したように、そういう企業なりにアプローチできるような素材を持って安心して引き継ぎができるような、そういうことしっかりやってください。そうしないとこのままずるずるずるずるいくわけにいきません。もう6年ですからね。

気になるのは、そういうかなめの役員の方がやめられて、ことしの状況どうなんでしょうね。7月が決算月です。もう、この6月いうのはちょっと無理かもわからんですけど、5月ぐらい、さらに4月ぐらいまでの経営状況、どんなぐあいですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） ちょっと具体的な数字は、今現在資料を持ち合わせていないんですが、状況的には厳しい状況になるんじゃないかなろうかという話は聞いております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 厳しいですよ。去年も赤字が出たし、補助金もなくなったし。多分ことしも資金ショート、当初から私資金ショートを起こすのはわかってました。この10月にならん9月あたりにまた資金ショートを起こすと思うんですが、従来どおり、機構として資金の支援をできますか。そこちょっとお聞かせ願います。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 資金ショートが起こるかどうかという部分につきましては、決算に向けて今経理の処理のほうを進めておりますので、また8月には金融機関とのバンクミー

ティングも予定しておりますので、そういった段階になりましたら一定状況が精度を持った状態で、一定わかってくるようになるんじゃないかならうかと思っております。

産業振興機構からの貸し付けについては、金融機関のほうなんかにも現状ですぐ貸し付けができるかどうか、すぐにお返事ができるものではないと、これから検討していかなければならないということでお伝えはしております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） すぐできるものでない。今まで支援してきたじゃないですか。ここへ来て資金の支援をしないがですか。そりゃおかしいでしょう。もうすぐ潰れますよ。今までは産業振興機構からの資金調達によって、クッションで、ずうっとこうもってきたんですよ。資金調達がなかったら、潰すんですか。ちょっと御意見を聞かしてください。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） すぐにできるものではないっていうのは、軽々な判断でできるものではないという意味で発言させていただきました。これから慎重に検討していかなければならないというような趣旨でございます。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで、資金ショートについて前回貸し付けたわけでございますが、また今後資金ショートの可能性があるかどうかということでございますが、今までも貸し付けをするときに多々御意見もいただいたところでございます。議員の皆様からも保証人をどうするかとか、担保どうするかという御意見もいただきました。そこのあたりをどういうふうに、市としてもそこは担保できるようなことを考えていただくかとかいうことを、やっぱり検討はするべきであると思うんですね。それはどういうふうに整理するかっていうのは、今後金融機関も含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 検討していただけるということですが、従来どおりの資金調達はできないことはない、できるということですね。そうしないと潰れますよね。潰れたき、この振興機構解散やいうていうことにはならんわけであって、できるだけ手厚く資金調達をし、人材の派遣もして、さらにこれから継続して本来の観光、雇用を守っていただけるような、そういう道筋を立てていただきたいと思っております。

それについて、これからの改善策について、どのような御意見をもっているか、ちょっとお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 先ほども少し答弁させていただきましたが、現在、経営に当たっております取締役が体調を崩したということで、社長のほうが経営に当たっておるという状況で厳しい部分はあるかと思えます。

しかしながら、監査役から経営改善に向けた指摘であるとか、指導をいただきながら、職員が前向きに取り組んでいると聞いております。先ほども言いましたとおり、観光、栽培などの各部門の職員がそれぞれ改善に向けて収支計画を立て、どういった方向で改善を図っていくか、職員が主体となって経営計画を立てる取り組みを始めたということを知っております。

また、会社の経営理念を掲げるといった提案もされておまして、こういった取り組みを積み重ねることで、職員一人一人が共通の経営理念に基づいて自分たちの会社の経営をどうやって行っていくかということを考え、一丸となった取り組みが進むのではないかと。また、こういった取り組みを積み重ねることで新たな提案であったり、取り組みへとつながるのではないかと。というふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 改善策、これしっかり考えてください。単なる職員とかそういうんじゃないで、根本的な解決策。先ほどから言っているように、観光農園は何たるやというところをしていかないと継続できないんですよ、これは。素材っていっぱいあるやないですか。あの広いところですので、例えば、今トウモロコシが旬なんですけど、そんな摘み取りとか、これからは早掘カンショ始まるんですけど、そのカンショの掘り取りとか、秋にはジャガイモとか、そして触れ合う動物、植物、たくさんあるやないですか。そういうものをお金かけないでできる方法ってあるんですよ。それが改善策なんですよ。

行政としては、なかなかそういう考えは浮かんできませんので、私も地元ですから、今やっている方と相談して経営改善がどういうふうにして夢を語って、じゃあちょっとヤギでも飼おうじゃないとか、そういうことから始めらんといかんがです。

ぜひ、私も相談してみますので、また御支援をよろしく申し上げます。決して資金調達はしない、人材派遣はしないじゃなくて、しっかりとやってください。今までやってることが本当に信用できないことがようやってきてますからね、これは同僚議員の方皆そう思ってますよ。単なる人材派遣ただけじゃ改善できるわけじゃないですよ。本来の観光農園たるものは何たることかということ。こういう時代なんです、時代に沿った改善策をお願いをしたいと思います。ちょっと厳しいことを申しましたけど。

次に、都市計画と人口減少についてでございます。

ことは、都市計画マスタープランの見直しの年なんです。今まで、2回ぐらいマスタープランの見直しがあったと思うんですけど、3回目になるんですけど、この見直しなんですけど、人口減少は大きな課題でございますけど、高知広域都市計画区域で南国市はやっておるわけでございます、今後人口が減少していくわけで、それを維持できるまちづくりを今度のマスタープランでしなきゃいけないわけでございます、それには従来からいっているようにコンパクトなまちづくり、効率的な運営をしていく考えでございます。

でも、立地適正化計画、そういうのでいろいろ御報告もいただいておりますけど、非常に市民が思うまちづくりとギャップと申しますか、ちょっとかけ離れている。行政主導のまちづくりになるわけでございますので、今回は都市計画マスタープランは人口減少を見据えてやらなきゃいけないというところですので、非常に市民とのギャップができないようによく話し合っ、煮詰めてお願いをいたしたいと思えます。

人口どんどん減っていますよね。ついちょっと前まで、高知県84万人ぐらいいたんですよ。今71万人。南国市4万7,000ちょっとぐらいですかね。随分減りましたよね。これどうでしょうね、この大篠地域一極集中で、周辺部は人口どんどん減っていて、空き家がふえて、学校も子供さんがだんだんいなくなって、大篠地域の市街化区域の指定であそこしか家が建てれない、まあ農家なんかは建てれますけど、もういよいよ不動産会社じゃないですけど、家を建てる土地がないなったなというような状況になっております。

このドーナツ現象と申しますか、周辺部がえらい疲弊をしておりますが、市長これ、こういう区画でやっておるんですが、今、南国市の都市計画の結果を見てどんな思いをしておりますか。ちょっと所見をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 確かに、今まで高知広域の都市計画区域の中で南国市の市街化区域が設定され、それがまだ宅地になっていない部分が多かったということで拡大されないという状況が続いてきたということでございまして、その中で人口減少時代に入ってきたということです。ですので、そうあったときに市街化調整区域ではやはり家が建ちにくいということになりましたので、今、津波浸水区域からの移転ということもあって、大篠地区がどんどん家が建って人口がふえているという状況があると同時に、全体では人口が減ってきているので、周辺家が建ちづらい部分がやはり人口が減ってきたという状況になっているということだと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） そりゃそのとおりなんですよね。全国47都道府県、南国市、この副都市の人口、実は日本で最下位なんですよ、日本の中で一番少ないんですよ。これ、都市計画がおかしかったんじゃないでしょうかね。こんなになったらいかんですよ。

今、親元離れて、どんどんどんどん大篠地区へ家ができておるんですけど、この家が建たない。これ、広域区画からのくことできないでしょうかね。課長どんなもんでしょうね。広域区画から、南国市もうやめたよというようなことはできないですか。このことができれば、できるんですよ計画的に。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） これまでも、高知広域の一員としましてやってきたわけでございます。区域区分ということは、高度成長期時代に無秩序な開発を抑制するために区域区分制度が始まったわけですが、それで南国市につきましては優良な農地が保全されてきたというある一定の意味はあったと思います。

それで、今現在も3市1町で高知広域たっておりますけど、これをなかなか高知広域からのくってというような選択肢は私はないのではないかというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 無理なんですよね。いの町、仁淀川から東へ高知市、南国市、香美市、この区間広域区画でそういうしっかりした市街化区域、調整区域の振興地域の線引きがしておるわけですから無理なんですよ。

私が今回この質問するのは、少しでも、例えば、周辺に大規模集落がある、そこへはせめて建物が建てるようにならないかな。しかしながら、地区計画があるんですよ。地区計画でどうでしょうかね。地区計画の可能性で家が建つ。地区計画、いろんな必要な施設とかそういうのはできるんですけど、住宅を建てるというところはこの地区計画でどんなもんでしょうかね。ちょっとお聞かせを願いたいです。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 市街化調整区域におけます地区計画の中には、住居系の地区計画はございます。地区計画案をつくるに当たりましては、高知県が地区計画の運用指針というものをつくっております。その運用指針に則するような形であれば、それはある一定可能ではないかというふうに思っています。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） ありがとうございます。少し明るい地区計画。しかし、これは地区計画、同僚議員たちと県へ談判に行きました。何とか家が建たないか。それで地区計画ができたわけでございますけど、今、南国市の取り組み、地区計画で一度もなされていないですよ。せっかくの家が建つ1つの大きなものがございますので、しっかりと大規模集落周辺では家が建つようなことにつなげることができますので、計画性をもってやらなきゃいけないわけでございますが。

この地区計画には住民の熱意というものがいるわけございまして、開発に許可をいただくには都市計画の提案制度とか、都市再生特別措置法という、これはいわゆる地区計画のもとやと思いますけど、しっかりと地区計画で周辺部に家が建つように、そういう住民の熱い思いも必要でございますので、今、国府地区でそういうまちづくりしたいなという話があつて御相談にも市長含めてお伺いしたんですけど、ちょうどことしマスタープランの見直しなんですよ。マスタープランの中へ含めないと県へも説明がつかないわけであつて、住民がそういう熱意があつて、こういうまちづくりしたいというプランがあつたらマスタープランの中へ入れていただくことができますか。ちょっとお伺いしたいですが。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） マスタープランでの位置づけということでございますけれども、現在、改定作業中の都市計画マスタープランには今のところ位置づけられてはいないところでございます。

都市計画マスタープラン策定幹事会及び策定委員会に諮り、了承を得ることができれば、都市計画マスタープランへの位置づけは可能でございますけれども、都市計画マスタープランに位置づければ大規模な住居系の地区計画がすぐに可能というわけでもございませんので、まずは地区計画を進める上では、高知県が定めております市街化調整区域における地区計画の策定指針に則して、実効性を確認する手順を踏む必要があると、そういうことがまず指針に則するような形の計画を立てることがまず重要であるというふうに考えております。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員の持ち時間2分となりましたので。小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） そういう指針が大事になってくるわけであつて、今回私がこの質問するのはその可能性を見出すためのことであつて、全然建てれないとかいうことじゃない。都市計画、地区計画で建てれるという一つの方向性がありますので。

しかしながら、手順としてはある程度マスタープランの中でこういう南国市の思いを伝えなきゃいけないので、ぜひ。載せることできるでしょう、もうすぐ秋あたりにできるんですから、

今からでも遅くないからちょっと検討してくださいや。御答弁お願いします。

○議長（岡崎純男） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、策定委員会とそれから幹事会というふうにやった時点では入ってございませんが、計画に位置づけるかどうかということにつきましては、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 検討してみます、それはええ言葉ですね。前向きに考えてみます。これもええ言葉ですね。一つこの機会に取り組んでみましょうじゃないか。そうしないと南国市、今のこのまんまですよ。ぜひマスタープランにそういう熱い思いの地区がありますので、載せていただくようお願いをいたします。

時間もございませんので、これで私の質問を、最後の最後の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（「地籍は」と呼ぶ者あり）

まだ、ちょっと1分13秒ありますので、地籍、私の一番思っていることが、ちょっとごめんなさい。よく言ってくれました。

地籍調査、実は議員になって間もないころに同僚議員に坂本議員がおりまして、地籍調査の質問がありました。この地籍調査は南国市でぜひやらなきゃいけないなと思いましたがね。

実は、地域に持ち帰って皆さんに説明をして、10年前に取り組んだものが今やっとできております。その地籍調査のよさを、一つ課長、えらい申しわけないです、よろしくお願いします。

○議長（岡崎純男） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（横山聖二） 地籍調査の効果、メリットについて、簡単にお話しさせていただきます。

境界問題などのトラブル防止ということは第一ではありますが、調査後は個々の境界を座標値により正確に復元することができるため、万一の災害の際には早期復興や公共事業の推進に効果のある事業でもあります。また、調査終了後の地区の地域振興を支援する目的で、市より年額30万円以内の補助金を3年間交付しております。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） 時間が余りなくなりましたが、地籍調査、本当にやるべきです。今、進捗率どんなくあいでしょうね。非常に南国市は低いように聞いてましたが、進捗率ちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（岡崎純男） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（横山聖二） 当市の平成30年度末の進捗率が19%となっております。平成29年度末の県下の進捗率が56%ですので、まだまだそれに比べるとおくれた状況にあります。

しかし、県下11市の進捗率は20%となっておりますので、その中で平均並みの進捗状況と言えますが、ただ、各地区から20を超える要望書が提出されておりますので、これからますますスピードアップを図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎純男） 小笠原議員。

○14番（小笠原治幸） ありがとうございます。

何十年もかかりますけど、ぜひ、同僚議員の皆さん、また執行部の皆さん、地元でやってください。このことは大きく将来につながりますので、私たち実際やって本当によかったなと思っています。また、その後、協力金も先ほど言ったように3年ぐらいくれますので、ぜひお願いをしたいということで。

以上で終わります。どうもありがとうございました。申しわけないですね、時間がたって。

—————\*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明19日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時49分 延会